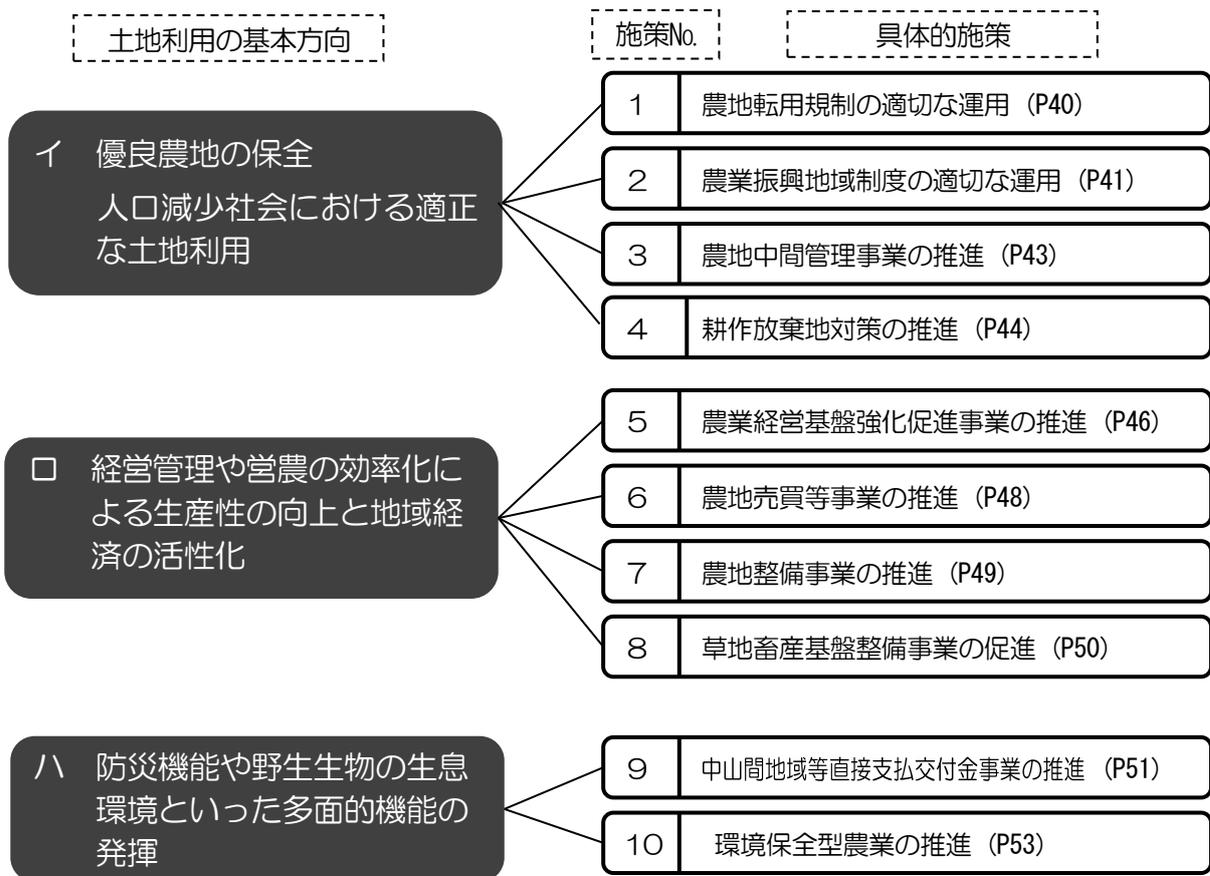


第3章 宮城県国土利用計画関連施策

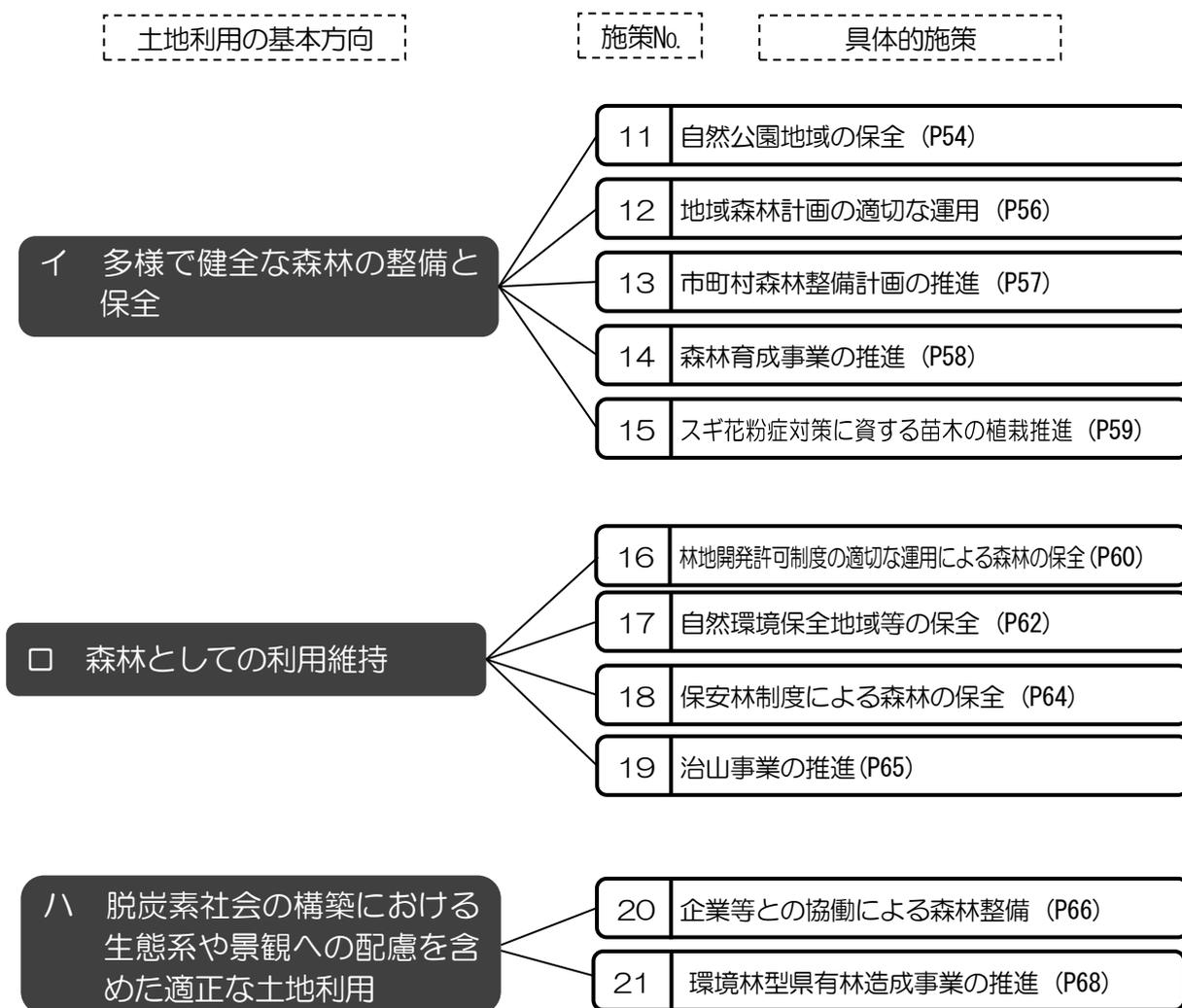
1 利用区分別の国土利用計画関連施策の体系

宮城県国土利用計画では、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の基本方向を定めており、下記は関連する施策を利用区分別に分類したものである。

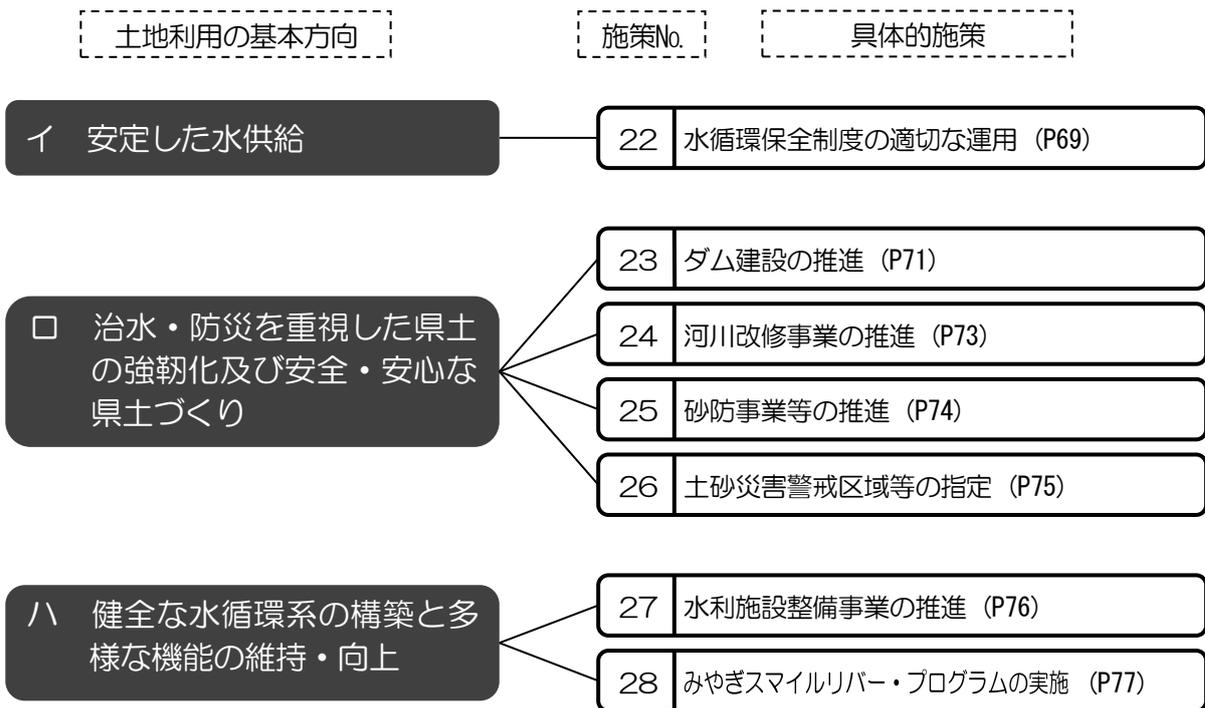
（1）農地 （→ P40）



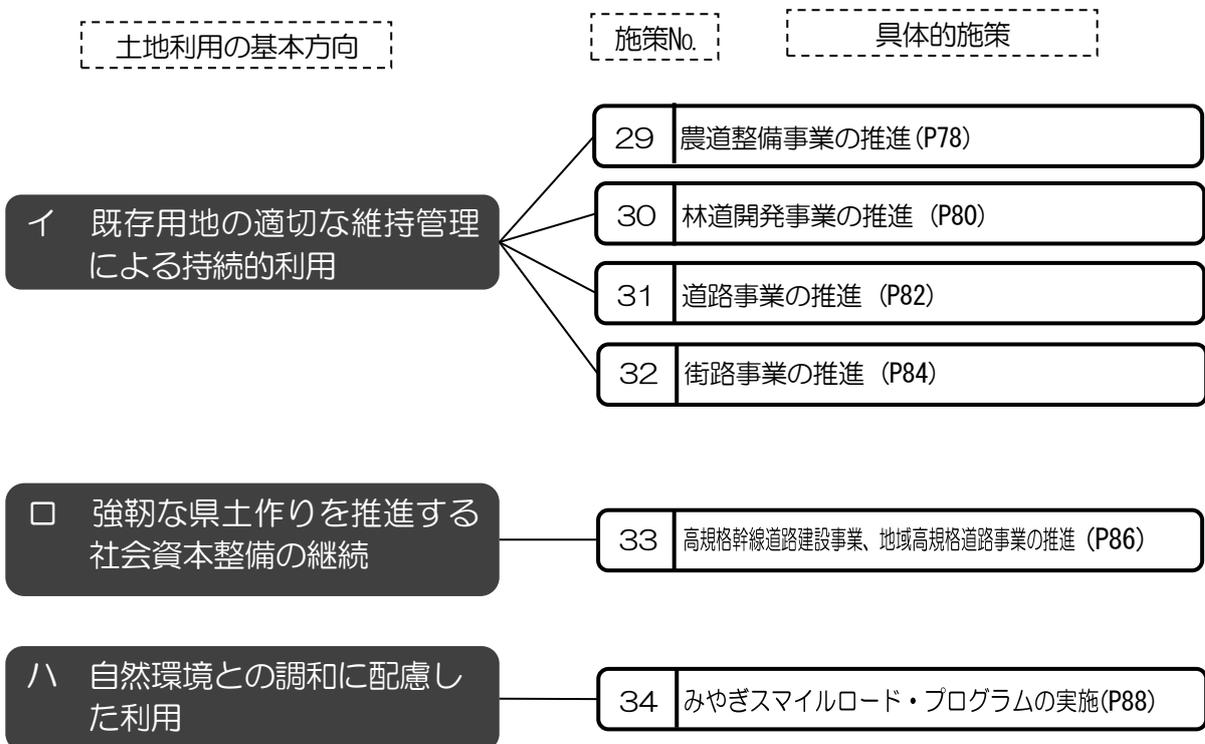
(2) 森林 (→ P54)



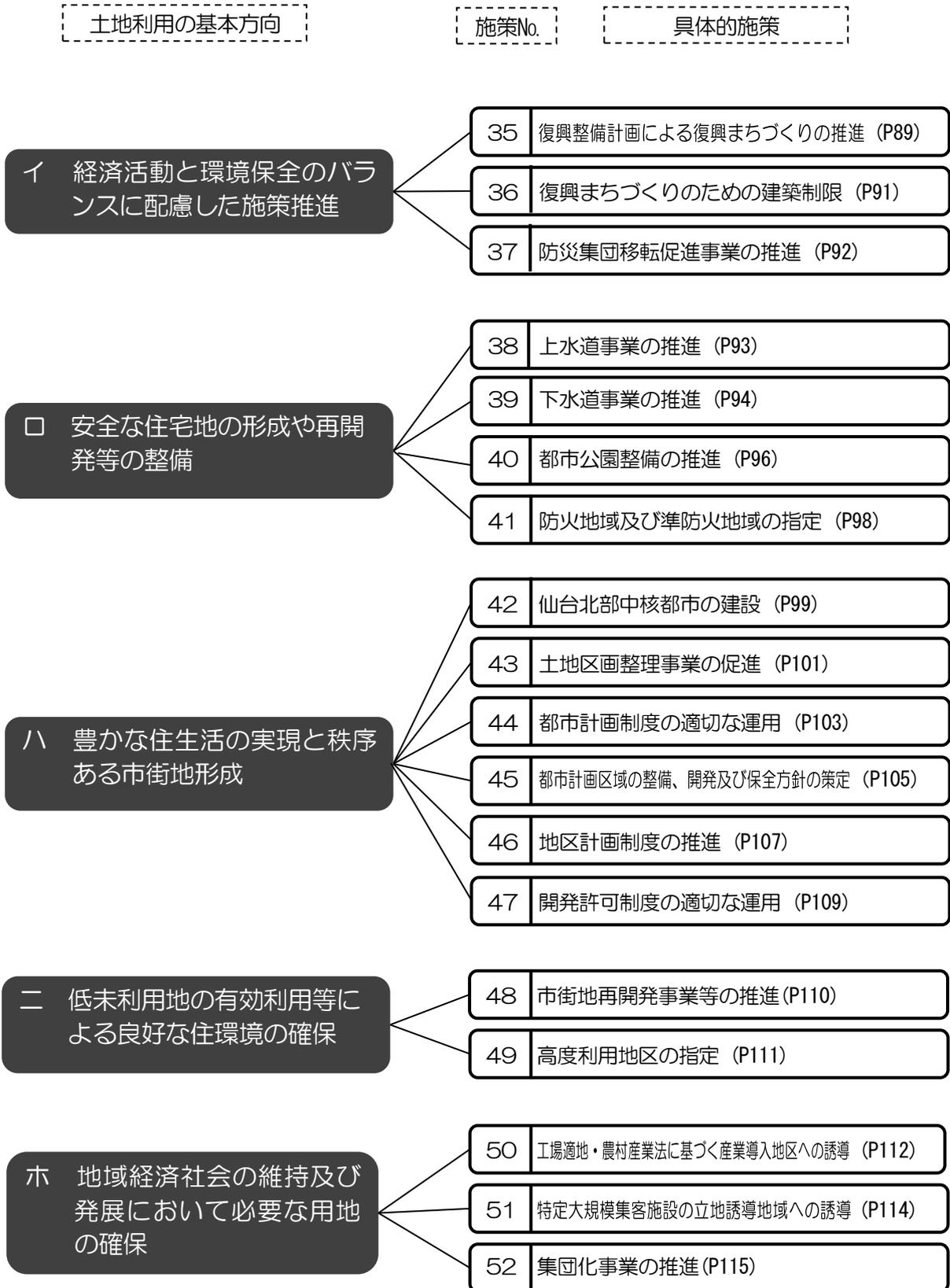
(3) 水面・河川・水路 (→ P69)



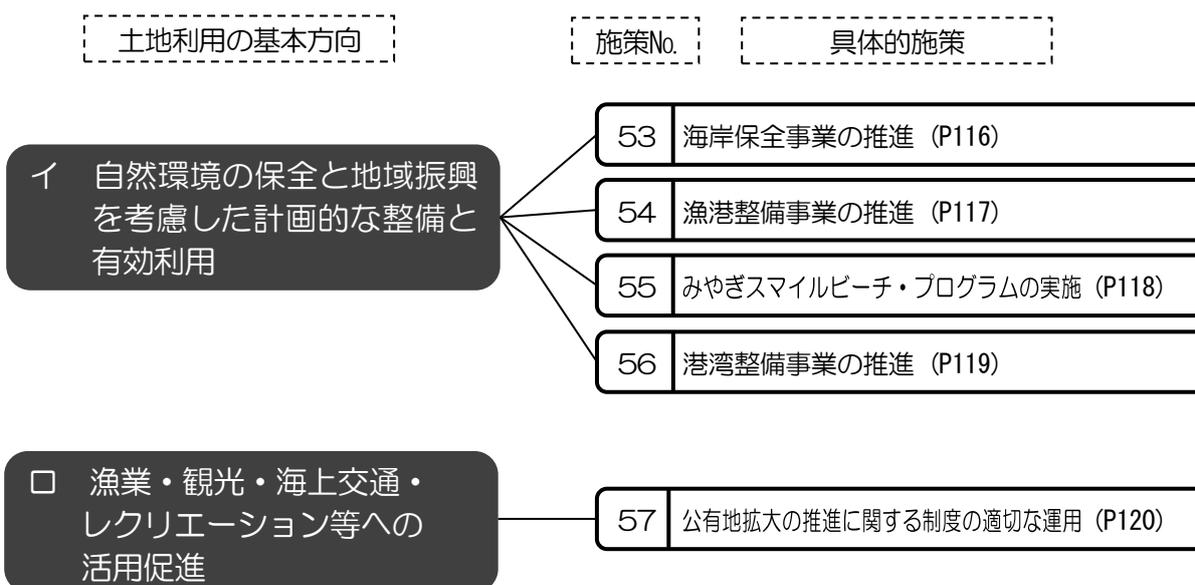
(4) 道路 (→ P78)



(5) 宅地 (→ P89)



(6) その他の区分等 (→ P116)



(7) 土地利用全般 (→ P121)

施策No.	具体的施策
58	市町村国土利用計画策定(変更)の支援(P121)
59	土地利用基本計画の適切な運用 (P122)
60	宮城県地価調査の実施 (P123)
61	国土調査の推進 (P125)
62	環境影響評価制度の適切な運用 (P127)
63	廃棄物の適正処理等の推進 (P128)

2 国土利用計画関連施策一覧（措置の概要別）

宮城県国土利用計画では、計画を達成するために必要な措置を定めており、下記は関連する施策を必要な措置別に分類したものである（欄内のカッコ書きは、重複している措置を示している。）。

（1）適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(4)	農業振興課	40
2	2	農業振興地域施度の適切な運用	農業振興課	41
3	16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(4)	自然保護課	60
4	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(3)	復興支援・伝承課	89
5	36	復興まちづくりのための建築制限 →(3)	建築宅地課	91
6	37	防災集団移転促進事業の推進	建築宅地課	92
7	42	仙台北部中核都市の建設	産業立地推進課	99
8	44	都市計画制度の適切な運用	都市計画課	103
9	45	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	都市計画課	105
10	46	地区計画制度の推進 →(5)	都市計画課	107
11	47	開発許可制度の適切な運用 →(4)	建築宅地課	109
12	57	公有地拡大の推進に関する制度の適切な運用	地域振興課	120
13	58	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	地域振興課	121
14	59	土地利用基本計画の適切な運用	地域振興課	122
15	60	宮城県地価調査の実施	地域振興課	123
16	61	国土調査の推進	農村整備課	125
17	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(2)	環境対策課	127
18	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(3)	循環型社会推進課	128

（2）自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載ページ
1	9	中山間地域等直接支払交付金事業の促進	農山漁村なりわい課	51
2	10	環境保全型農業の推進	みやぎ米推進課	53
3	11	自然公園地域の保全 →(4)	自然保護課	54
4	17	自然環境保全地域等の保全 →(4)	自然保護課	62
5	20	企業等との協働による森林整備 →(5)	自然保護課、森林整備課	66
6	21	環境林型県有林造成事業の推進	森林整備課	68
7	22	水循環保全制度の適切な運用 →(3)	環境対策課	69
8	23	ダム建設の推進 →(3)、(4)	農村振興課、河川課	71
9	24	河川改修事業の推進 →(3)、(4)	河川課	73
10	40	都市公園整備の推進 →(3)	都市環境課	96
11	62	環境影響評価制度の適切な運用 →(1)	環境対策課	127

(3) 安全・安心を実現する県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	12	地域森林計画の適切な運用 →(4)	林業振興課	56
2	13	市町村森林整備計画の推進 →(4)	林業振興課	57
3	15	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進	森林整備課	59
4	18	保安林制度による森林の保全 →(4)	森林整備課	64
5	19	治山事業の推進	森林整備課	65
6	22	水循環保全制度の適切な運用 →(2)	環境対策課	69
7	23	ダム建設の推進 →(2)、(4)	農村振興課、河川課	71
8	24	河川改修事業の推進 →(2)、(4)	河川課	73
9	25	砂防事業の推進	防災砂防課	74
10	26	土砂災害警戒区域等の指定	防災砂防課	75
11	30	林道開設事業の推進	林業振興課	80
12	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進 →(1)	復興支援・伝承課	89
13	36	復興まちづくりのための建築制限 →(1)	建築宅地課	91
14	38	上水道事業の推進	都市環境課、企業局水道経営課	93
15	39	下水道事業の推進	都市環境課、企業局水道経営課	94
16	40	都市公園整備の推進 →(2)	都市環境課	96
17	41	防火地域及び準防火地域の指定	都市計画課	98
18	53	海岸保全事業の推進	農村整備課、漁港整備推進室、河川課、港湾課	116
19	54	漁港整備事業の推進 →(4)	漁港整備推進室	117
20	56	港湾整備事業の推進 →(4)	港湾課	119
21	63	廃棄物の適正処理等の推進 →(1)	循環型社会推進課	128

(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	1	農地転用規制の適切な運用 →(1)	農業振興課	40
2	3	農地中間管理事業の推進	農業振興課	43
3	4	耕作放棄地対策の推進	農山漁村なりわい課、農業振興課、農村振興課、農村整備課	44
4	5	農業経営基盤強化促進事業の推進	農業振興課	46
5	6	農地売買等事業の推進	農業振興課	48
6	7	農地整備事業の推進	農村振興課、農村整備課	49
7	8	草地畜産基盤整備事業の促進	畜産課	50
8	11	自然公園地域の保全 →(2)	自然保護課	54
9	12	地域森林計画の適切な運用 →(3)	林業振興課	56
10	13	市町村森林整備計画の推進 →(3)	林業振興課	57
11	14	森林育成事業の推進	森林整備課	58
12	16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全 →(1)	自然保護課	60
13	17	自然環境保全地域等の保全 →(2)	自然保護課	62
14	18	保安林制度による森林の保全 →(3)	森林整備課	64
15	23	ダム建設の推進 →(2)、(3)	農村振興課、河川課	71
16	24	河川改修事業の推進 →(2)、(3)	河川課	73
17	27	水利施設整備事業の推進	農村振興課、農村整備課	76
18	29	農道整備事業の推進	農山漁村なりわい課、農村振興課	78
19	31	道路事業の推進	道路課	82
20	32	街路事業の推進	都市計画課	84
21	33	高規格幹線道路事業、地域高規格道路事業の推進	道路課	86
22	34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(5)	道路課	88
23	43	土地区画整理事業の促進	都市計画課	101
24	47	開発許可制度の適切な運用 →(1)	建築宅地課	109
25	48	市街地再開発事業の推進	都市計画課	110
26	49	高度利用地区の指定	都市計画課	111
27	50	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	産業立地推進課	112
28	51	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	商工金融課	114
29	52	集団化事業の推進	中小企業支援室	115
30	54	漁港整備事業の推進 →(3)	漁港整備推進室	117
31	56	港湾整備事業の推進 →(3)	港湾課	119

(5) 多様な主体と連携した県土利用

番号	施策 No.	具体的施策	担当課	掲載 ページ
1	20	企業等との協働による森林整備 →(2)	自然保護課、森林整備課	66
2	28	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	河川課	77
3	34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施 →(4)	道路課	88
4	46	地区計画制度の推進 →(1)	都市計画課	107
5	55	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	河川課	118

3 国土利用計画関連施策一覧（担当部局・課室別）

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載ページ
復興・危機管理部	復興支援・伝承課	35	復興整備計画による復興まちづくりの推進	90
企画部	地域振興課	57	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用	121
		58	市町村国土利用計画策定（変更）の支援	122
		59	土地利用基本計画の適切な運用	123
		60	宮城県地価調査の実施	124
環境生活部	環境対策課	22	水循環保全制度の適切な運用	70
		62	環境影響評価制度の適切な運用	128
	循環型社会推進課	63	廃棄物の適正処理等の推進	129
	自然保護課	11	自然公園地域の保全	55
		16	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全	61
		17	自然環境保全地域等の保全	63
20		企業等との協働による森林整備	67	
経済商工観光部	産業立地推進課	42	仙台北部中核都市の建設	100
		50	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導	113
	商工金融課	51	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導	115
	中小企業支援室	52	集団化事業の推進	116
農政部	農山漁村なりわい課	4	耕作放棄地対策の推進	45
		9	中山間地域等直接支払交付金事業の推進	52
		29	農道整備事業の推進	79
	農業振興課	1	農地転用規制の適切な運用	41
		2	農業振興地域制度の適切な運用	42
		3	農地中間管理事業の推進	44
		4	耕作放棄地対策の推進	45
		5	農業経営基盤強化促進事業の推進	47
		6	農地売買等事業の推進	49
	みやぎ米推進課	10	環境保全型農業の推進	54
	畜産課	8	草地畜産基盤整備事業の促進	51
	農村振興課	4	耕作放棄地対策の推進	45
		7	農地整備事業の推進	50
		23	ダム建設の推進	72
		27	水利施設整備事業の推進	77
		29	農道整備事業の推進	79
	農村整備課	4	耕作放棄地対策の推進	45
		7	農地整備事業の推進	50
		27	水利施設整備事業の推進	77
		53	海岸保全事業の推進	117
		61	国土調査の推進	126

担当部局	担当課・室	施策 No.	具体的施策	掲載 ページ
水産林政部	漁港整備推進室	53	海岸保全事業の推進	117
		54	漁港整備事業の推進	118
	林業振興課	12	地域森林計画の適切な運用	57
		13	市町村森林整備計画の推進	58
		30	林道開設事業の推進	81
	森林整備課	14	森林育成事業の推進	59
		15	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進	60
		18	保安林制度による森林の保全	65
		19	治山事業の推進	66
		20	企業等との協働による森林整備	67
		21	環境林型県有林造成事業の推進	69
土木部	道路課	31	道路事業の推進	83
		33	高規格幹線道路建設事業、地域高規格道路事業の推進	87
		34	みやぎスマイルロード・プログラムの実施	89
	河川課	23	ダム建設の推進	72
		24	河川改修事業の推進	74
		28	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施	78
		53	海岸保全事業の推進	117
		55	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施	119
	防災砂防課	25	砂防事業等の推進	75
		26	土砂災害警戒区域等の指定	76
	港湾課	53	海岸保全事業の推進	117
		56	港湾整備事業の推進	120
	都市計画課	32	街路事業の推進	85
		41	防火地域及び準防火地域の指定	99
		43	土地区画整理事業の促進	102
		44	都市計画制度の適切な運用	104
		45	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定	106
		46	地区計画制度の推進	108
		48	市街地再開発事業等の推進	111
		49	高度利用地区の指定	112
	都市環境課	38	上水道事業の推進	94
		39	下水道事業の推進	95
		40	都市公園整備の推進	97
	建築宅地課	36	復興まちづくりのための建築制限	92
		37	防災集団移転促進事業の推進	93
		47	開発許可制度の適切な運用	110
	企業局	水道経営課	38	上水道事業の推進
39			下水道事業の推進	95

4 具体的施策の概要

No.	1	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農地転用規制の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等								
1 制度の目的								
<p>農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工業用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしている。</p>								
2 制度の概要								
<p>優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定を行う場合には、農地法上、原則として都道府県知事の許可（4ha を超える場合（地域整備法に基づく場合を除く））には農林水産大臣協議が必要となる。</p> <p>なお、市街化区域内の農地を農地以外のものにする場合には、農業委員会への届出で足りる。</p>								
3 農地の転用状況								
(単位：ha)								
転用目的	年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
住宅用地		42.0	34.8	34.5	32.0	25.1	24.4	35.0
工鉱業用地		3.3	1.7	5.5	3.7	1.7	12.1	5.4
公的施設用地		2.6	2.4	2.6	2.0	1.7	6.8	1.8
商業サービス等用地		15.0	9.3	11.6	5.1	9.8	3.2	6.1
その他の業務用地		189.3	153.1	168.5	191.2	129.5	124.6	97.3
植林		3.5	15.0	2.4	1.0	0.5	1.6	0.5
その他		0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
合計		256.0	216.3	225.0	235.0	168.9	172.8	146.1
法4、5条許可・届出以外の転用(許可不要等)		180.4	174.2	186.1	209.5	175.3	103.4	93.7
転用総面積		436.4	390.5	411.1	444.5	344.2	276.2	239.8
注1) 「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。								
注2) 面積は端数処理の都合上、内訳と合計が必ずしも一致しない。								

No.	2	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農業振興地域制度の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等								
1 制度の目的								
農業と農業以外の土地利用（宅地等）との調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することなどによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としている。								
2 農業振興地域について								
本県の農業振興地域 ¹ は、塩竈市、女川町を除く 33 市町村で指定しており、原則としてそれらの市町村ごとに農業振興地域整備計画が策定されている。								
令和 5 年 12 月 31 日現在の農業振興地域指定面積は、303,821.8ha であり、県土面積の約 4 割を占めている。								
また、農業振興地域のうち、優良農地として確保すべき農用地区域 ² の面積は、122,298.4ha であり、農業振興地域の約 4 割、県土面積の約 2 割を占めている。								
1) 農業振興地域								
県の農業振興地域整備基本方針に基づき、相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり、農業の振興を図ることが相当であるとして定められた地域。								
2) 農用地区域								
市町村の農業振興地域整備計画により、農業振興地域のうち今後 10 年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として定められた区域。								
3 農用地区域面積の推移 (単位 : ha)								
区分 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総面積	127,014	126,764	125,858	125,754	124,348	124,292	122,365	122,298
農用地	118,102	117,368	116,462	116,685	115,696	115,476	113,479	113,435
田	98,166	98,271	98,203	98,049	97,449	96,069	97,449	96,058
畑	12,842	12,963	12,525	12,459	11,897	11,547	11,897	11,486
樹園地	1,928	1,928	1,915	1,915	1,915	1,796	1,915	1,796
採草牧草地	3,526	3,523	3,053	3,053	3,053	2,982	3,053	2,978
混牧林地	242	242	242	437	428	428	428	428
農業用施設用地	750	758	815	821	861	870	860	869
山林原野（混牧林地以外）	5,070	5,545	5,457	5,085	4,638	4,793	4,823	4,792
その他	2,851	2,851	2,882	2,726	2,726	2,726	2,775	2,775

4 宮城県農業振興地域整備基本方針

現在の「宮城県農業振興地域整備基本方針」（以下「基本方針」という）は、令和5年1月に変更したもので、6回目の変更となったこの基本方針では、令和12年において確保すべき農用地区域内の農地面積を109千haとしており、この目標達成のため、ほ場整備事業等の基盤整備、荒廃農地の発生抑制・再生等の農地の保全・有効利用等、農用地等の確保のための施策を推進することとしている。

No.	3	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	農地中間管理事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づいて設置された農地中間管理機構が、農用地等を借り入れ農地中間管理権を取得し、農用地等の借受希望者に貸し付けることにより、経営規模の拡大、農用地の集団化等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するもので、農地集積の重要な政策手段となっている。

2 農地中間管理事業等の実績

(単位：ha)

年度 区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
借入面積	1,845	1,151	1,397	1,993	1,634	2,088	1,953
貸付面積	2,063	1,289	1,949	2,129	1,854	2,299	2,242

No.	4	利用区分	農地
基本方向	優良農地の保全 人口減少社会における適正な土地利用		
具体的な施策	耕作放棄地対策の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農山漁村なりわい課、農業振興課、農村振興課、農村整備課		

施策の概要等

耕作放棄地対策の概要

(1) 改正農地法等による農地の有効利用の促進 (法律名がないものは全て「農地法」)

- ・農地の権利を有する者の責務の明確化 (第2条の2)
- ・耕作放棄地対策の強化 (第30条～第35条、第43条)
- ・農地を利用する者の確保・拡大
(第2条第3項第2号、第3条第3項、農協法第11条の31)

(2) 最適土地利用対策

荒廃農地調査で、基盤整備等を実施すれば農業利用が可能とされた荒廃農地、利用状況調査で2号遊休農地及び荒廃化のおそれのある農地のうち、農振農用地区域内にあるものについて、以下の事業を実施するもの。

- ・農地等活用推進事業
- ・低コスト土地利用事業

(3) 農業農村整備事業

- ・農地整備事業
- ・中山間ふるさと・水と土保全対策事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業 等

※ 令和5年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の概要

荒廃農地の位置と状況を把握するため、令和3年度に調査を実施し、荒廃農地を以下のとおり区分したものを。

○ 本県における調査結果

(単位:ha)

A分類	農用地区域内	B分類(※)		計	農用地区域内
			農用地区域内		
1,782	1,039	2,801	1,148	4,583	2,187

※非農地判断済み農地除く

※例年、調査結果は翌年度12月下旬に公表されるため、直近の値は令和5年度。

【A分類】

再生利用が可能な荒廃農地。具体には、人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地・区画整理・客土等を行うことにより耕作することが可能な土地。

【B分類】

再生利用が困難と見込まれる荒廃農地。森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地（農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合等）。

注：平成24年度から、それまでの「耕作放棄地全体調査」から「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に変更された。これは、農林業センサスにおける「耕作放棄地」の定義との違いを明確化するためであり、呼称も「荒廃農地」に変更された。具体には、農林業センサスの「耕作放棄地」は農家の自己申告によるものであるが、本調査の対象農地は実際の土地の現状に基づき市町村、農業委員会が判断しているもので、農家の意思は含んでいない。

なお、令和2年度農林業センサスから、耕作放棄地に関する項目は削除され、荒廃農地調査は令和3年度以降農地法第30条に基づく利用状況調査に統合されることとなった。また、単語についても「遊休農地」に統合される。

No.	5	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農業経営基盤強化促進事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農業経営基盤強化促進事業の概要

農業経営基盤強化促進事業は、経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、それらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目的とするもので、「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業である。

農業経営基盤強化促進事業は、以下3つの主要な事業から成る。

1. 利用権設定等促進事業¹⁾
2. 農用地利用改善事業促進事業
3. 農作業受委託促進事業等

1) 利用権設定等促進事業

- 農業者が農地等の貸し借りや売買を行う場合、市町村が定める基本構想に従って「農用地利用集積計画」（権利の設定・移転等についてまとめたもの）を市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告することによって、農地等の貸し借りや売買ができる制度で、農地等の集団的な権利移動を促進するものである。
- また、利用権設定等促進事業によって行われる農地の所有権の移転、賃貸借の設定については、農地法の規制の適用が除外されるため、農地を貸した場合、期限が来れば離作料を支払うことなく確実に農地を返してもらうことができる。

2 耕作を目的とする農地の権利移動の推移

(単位: ha・%)

区分 年	所有権移転		賃借権設定・移転・転貸		使用貸借 による 権利設定 ・移転	合計	
		うち自作地 有償移転		うち農業経営 基盤強化促進 事業			対前年比
H15	1,210.8	741.2	2,146.3	1,887.5	1,572.8	4,929.8	100.6
H16	1,222.2	691.5	2,591.3	2,351.9	1,685.3	5,498.8	111.5
H17	1,226.0	667.9	3,070.7	2,823.9	1,662.6	5,959.3	108.4
H18	1,267.2	692.3	3,903.1	3,652.0	1,309.1	6,479.4	107.9
H19	1,165.3	585.1	4,534.6	4,339.1	1,324.8	7,024.8	108.4
H20	1,105.1	588.3	4,189.1	3,947.2	1,209.1	6,503.3	92.6
H21	1,105.2	501.7	3,311.7	3,138.7	943.2	5,360.1	82.4
H22	—	—	—	—	—	—	—
H23	759.5	373.8	4,381.8	4,127.2	782.7	5,924.0	—
H24	933.2	387.8	4,049.9	3,843.9	962.6	5,945.8	100.4
H25	1,025.9	521.5	4,934.6	4,712.9	746.1	6,706.7	112.8
H26	965.1	543.2	5,089.1	4,882.7	892.6	6,943.2	103.5
H27	969.2	573.8	5,861.6	5,679.5	808.8	7,639.6	110.0
H28	934.0	564.8	5,379.5	5,171.9	718.5	7,032.0	92.0
H29	1,102.6	687.5	5,808.9	5,661.0	452.4	7,363.9	104.7
H30	819.3	503.2	6,102.6	5,945.3	662.8	7,584.7	103.0
R1	955.9	605.1	5,485.8	4,036.7	189.9	6,631.6	87.4
R2	1,054.1	681.9	6,302.4	4,124.1	341.0	7,697.5	116.1
R3	816.3	568.6	3,999.0	3,849.9	375.6	5,190.9	67.4
R4	780.4	565.4	5,200.9	3,434.3	222.3	6,203.6	119.5

注1) H21 までは「土地管理情報収集分析調査（農林水産省）」、H22 以降は「農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）」による。

注2) H22 は調査データなし。

注3) H26 から農地中間管理事業法による権利移動分が含まれている。

No.	6	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農地売買等事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農業振興課		

施策の概要等

1 農地売買等事業の概要

農地売買等事業とは、平成 26 年度に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理事業の特例として規定された事業であり、農地中間管理機構が規模縮小農家等から農用地等を買入れ、意欲ある農業者に農用地等を売り渡すことにより円滑な経営規模の拡大を支援するものである。

2 農地売買等事業の実績

(単位 : ha)

年度 区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
買入面積	70.3	70.5	68.0	69.3	50.4	61.7	66.7	87.9
売渡面積	53.9	72.6	82.8	66.1	44.9	63.7	73.6	93.4

No.	7	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	農地整備事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農村振興課、農村整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

農地整備事業とは、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路・排水路の整備などを総合的に実施するもので、整備を実施することにより、大型機械やスマート農業技術の導入が可能となり農業生産性の向上が図られるとともに、排水条件の整備、水田の汎用化により、麦、大豆、野菜などの作付けが可能となり、農地の高度利用を実現するもの。また、将来の地域農業を担う、担い手の育成と担い手への農地利用集積により、農業経営の安定化が実現し、地域農業構造の改善に寄与し、水田農業の体質強化を目指している。さらに、農地整備事業は、土地利用の秩序化や国土保全・防災の役割をも果たしている。

2 ほ場整備の状況（令和6年度）

	全体面積(ha)	整備済面積(ha)	整備率(%)
水田	110,277	80,317	73
畑	26,070	6,284	24
合計	136,347	86,601	64

注1) 東日本大震災津波被災地域の農地転用面積等の整理が必要であり、整備済面積は参考値扱い

注2) 水田、畑の全体面積はH22の数値

3 地目別・年度別整備実績

年度 \ 区分	水田(ha)	畑(ha)	合計(ha)
H21	672	27	698
H22	401	8	409
H23	263	7	78270
H24	297	3	300
H25	438	6	444
H26	1,574	33	1,607
H27	744	107	851
H28	654	132	786
H29	911	214	1,125
H30	828	15	843
R元	530	13	542
R2	321	3	324
R3	355	3	358
R4	275	1	276
R5	314	2	316
R6	266	1	268

※端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合がある。

No.	8	利用区分	農地
基本方向	経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活性化		
具体的な施策	草地畜産基盤整備事業の促進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	畜産課		

施策の概要等

1 草地畜産基盤整備事業の概要

畜産主産地として安定的な発展が見込まれている地域において飼料基盤及び農業用施設等整備を実施することにより、効率的な飼料生産基盤の確立・飼料自給率の向上・自然循環機能維持促進を図るもの。

2 草地畜産基盤整備事業の実績

(単位：ha)

事業名 年度	草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手育成総合整備型)	草地畜産基盤整備事業 (草地整備型)	年度計
H26	—	7.9	7.9
H27	—	2.0	2.0
H28	—	—	—
H29	—	—	—
H30	—	—	—
H31・R元	—	—	—
R2	—	11.7	11.7
R3	—	12.7	12.7
R4	—	—	—
R5	—	—	—
R6	—	—	—

No.	9	利用区分	農地
基本方向	防災機能や野生生物の生息環境といった多面的機能の発揮		
具体的な施策	中山間地域等直接支払交付金事業の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		
担当課	農山漁村なりわい課		

施策の概要等	
1 中山間地域等直接支払交付金事業の概要	<p>耕作放棄地等の増加等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、5年間以上、農業生産活動と多面的機能を増進する活動等を行う農業等による協定組織に対して交付金を交付する制度。</p> <p>中山間地域は、水田や河川等の上流に位置することから、中山間地域等の農業農村がもつ「水源かん養や洪水防止等」の多面的な機能により、下流に位置する都市住民の生命や財産の保全に寄与している。しかし、中山間地域では平地に比べ農業生産条件が不利であることに加え、過疎化や高齢化が急速に進み、耕作放棄地の増加が目立ち始めている。このため、農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、農地の持つ多面的機能の維持・発揮を図る。</p>
2 対象要件	
(1) 対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法の4法及び棚田地域振興法の指定地域 ・ 上記のほか、知事特認地域（4法指定地域に接する農用地を有する地域、農林統計上の中山間地域、農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域）
(2) 対象農用地	<p>農振農用地区域内であり、1ha以上の団地又は協働活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地で、傾斜や高齢化率等の要件を満たすもの。</p>
(3) 対象行為	<p>「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の基での、5年間以上継続する農業生産活動や多面的機能増進活動</p>
(4) 対象	<p>協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等</p>

3 令和6年度中山間地域等直接支払実施状況

市町村名	協定数	交付対象面積(ha)	交付額(万円)
白石市	8	139	2,657
角田市	4	42	888
七ヶ宿町	5	169	1,546
川崎町	3	62	498
丸森町	27	554	7,428
仙台市	11	187	1,881
大和町	2	44	732
大崎市	12	90	1,465
加美町	8	47	749
栗原市	68	519	11,132
登米市	1	12	299
気仙沼市	53	288	3,829
南三陸町	14	90	848
計	216	2,242	33,953

※端数処理の関係で、市町村ごとの交付対象面積、交付額の総和は合計と一致しない場合がある。

No.	10	利用区分	農地
基本方向	防災機能や野生生物の生息環境といった多面的機能の発揮		
具体的な施策	環境保全型農業の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		
担当課	みやぎ米推進課		

施策の概要等

1 概要

環境保全型農業とは、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいい、令和4年7月1日に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進に関する法律」（以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく「みどり認定」制度や宮城県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」等の取組を通じて環境保全型農業の普及拡大に努めている。

2 各認証制度の概要等

	有機農産物 (全国共通)	みどり認定 (全国共通)	みやぎの環境にやさしい 農産物認証・表示制度 (宮城県独自)
制度の概要	有機農産物の日本農林規格に従って、禁止された化学肥料や農薬を使用せずに生産を行い、農林水産省に登録された認定機関の検査により、農産物の認証が行われる。 この制度により認証された農産物だけが、「有機農産物」「オーガニック〇〇」といった「有機」に関する表示をして販売することができる。	「みどり認定」は、令和4年に制定された「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガス排出削減等に取り組む農業者を県が認定する制度であり、認定を受けた農業者は、設備投資の際の税制優遇や国庫補助金等の採択で優遇される等のメリットを受けることができる。	消費者の環境問題への関心の高まりに対応して、宮城県が制定した制度で、農薬や化学肥料などの使用を低減するなど一定の基準を満たして生産された農産物を県が認証し、信頼性を確保するもので、認証された農産物は「栽培管理票」と「認証票」を表示し販売することができる。
宮城県の状況	取組面積 369ha (R6年3月31日現在)	認定数 372 経営体 (R7年3月末)	取組面積 2414ha (R7年3月末) ※認証登録面積

※ 上記のほか、JAグループでは「環境保全米づくり全県運動」を実施し、民間の認証機関（NPO 法人環境保全米ネットワーク）が、「有機JAS栽培米」や「特別栽培米（農薬や化学肥料などの使用を減らして生産されたもの）」を「みやぎの環境保全米」として認証している。

※ エコファーマー制度の廃止及びみどり認定制度の新設に伴い、令和5年度以降の調査からは、みどり認定のみ農業政策室が所管する事業となり、当該施策はみやぎ米推進課と農業政策室で担当する。

No.	11	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	自然公園地域の保全		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然公園の概要

自然公園とは、自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称である。

(令和7年3月31日現在)

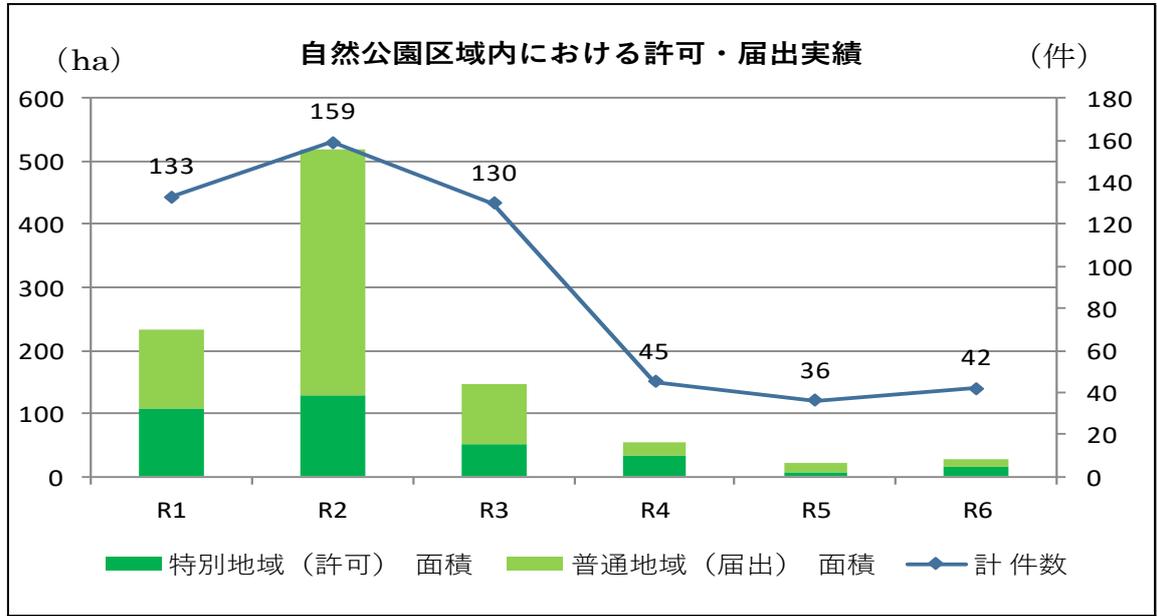
指定区分	自然公園名	指定年月日	総面積(ha)			
			特別地域	普通地域		
				(特別保護地区)		
国立	三陸復興国立公園	昭 39.6.1	14,884	14,580	410	304
国定	蔵王国定公園	昭 38.8.8	20,757	20,757	2,714	—
	栗駒国定公園	昭 43.7.22	29,516	25,550	1,800	3,966
県立	県立自然公園松島	明 35.9.9	5,410	0	—	5,410
	県立自然公園旭山	昭 15.12.13	34	0	—	34
	蔵王高原県立自然公園	昭 22.2.21	20,606	0	—	20,606
	県立自然公園二口峡谷	昭 22.8.1	9,230	8,195	—	1,035
	県立自然公園気仙沼	昭 23.12.29	21,079	0	—	21,079
	県立自然公園船形連峰	昭 37.11.1	35,449	26,509	—	8,940
	硯上山万石浦県立自然公園	昭 54.10.26	9,933	2,208	—	7,725
	阿武隈溪谷県立自然公園	昭 63.11.22	4,303	1,317	—	2,986
	合計		171,201	99,116	4,924	72,085

平成30年3月27日に三陸復興国立公園区域が変更され、本吉郡南三陸町志津川湾と石巻市祝浜の公園区域が拡張された。特に、石巻市祝浜においては、豊かな自然環境が再生されることが見込まれるため、自然再生事業が実施される。また、貴重な自然を有する湿原のうち、ニッコウキスゲやキンコウカの群落で有名な世界谷地については、栗駒国定公園内にあり、保全等が図られている。

2 自然公園区域の地域区分と規制内容

自然公園の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地域区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築、増築を含む。）や木竹の伐採等の行為を規制している。

地域区分		地域の説明	規制内容
特別地域	特別保護地区	原生的な自然が残る地域など、特に厳重に自然景観を保護する必要がある地域	許可制 (原則開発不可)
	第1種	特別保護地区に準じて、現在の自然景観を極力保護する必要がある地域	
	第2種	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域	許可制
	第3種	特別地域の中では自然景観を維持する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業については比較的認められる地域	
普通地域		特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前届出制



注1) 動植物の採取、建築物の色彩の変更等土地利用転換に関係しないものは除外
 注2) 「許可」及び「届出」のほか、「協議」を含む。

No.	1 2	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	地域森林計画の適切な運用		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 地域森林計画の概要

地域森林計画は、森林法第5条の規定により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して策定する計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」の指針となる。

本県の森林は県土面積の約6割を占め、水源の涵養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしているが、昨今の森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷などにより素材生産活動が停滞し、森林を適切に管理していくことが困難になりつつあるなど、厳しい状況にある。

「地域森林計画」では、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林の整備及び保全に関する基本的な方向と目標・基準を示している。

本県の地域森林計画は宮城北部森林計画区と宮城南部森林計画区の2つの森林計画区ごとにたてられている。(各森林計画の対象市町村は以下のとおり)

森林計画	対象市町村
宮城北部森林計画	富谷市、大和町、大郷町、大衡村、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、栗原市、登米市、石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町
宮城南部森林計画	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町

2 地域森林計画対象民有林面積の推移 (単位：ha)

	宮城北部	宮城南部	計
平成23年度	177,489	108,534	286,023
平成24年度	177,665	108,510	286,175
平成25年度	177,663	108,647	286,310
平成26年度	177,514	108,625	286,139
平成27年度	177,274	108,550	285,824
平成28年度	177,198	108,468	285,666
平成29年度	177,167	108,400	285,567
平成30年度	177,167	108,385	285,552
令和元年度	175,860	107,696	283,556
令和2年度	175,711	107,591	283,302
令和3年度	175,523	107,534	283,057
令和4年度	175,321	107,464	282,785
令和5年度	175,264	107,519	282,783
令和6年度	175,198	107,500	282,698

※ 端数処理の関係で、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

No.	13	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	市町村森林整備計画の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

市町村森林整備計画の概要

市町村森林整備計画は、地域の森林のマスタープランとして、地域森林計画の対象となる民有林が所在する全ての市町村が5年ごとに作成する10年間の計画であり、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めるもので、地域にもっとも密着した行政主体である市町村が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得つつ、都道府県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とするもの。

計画事項は、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項のほか、重視すべき公益的機能に応じたきめ細かな森林施業を推進するため、「公益的機能別施業森林区域」が設定されている。

市町村森林整備計画を実効あるものとするために、森林法によって下記の措置が講じられている。

(1) 伐採及び伐採後の造林の届出等制度

森林所有者などが立木を伐採する場合に、事前に伐採及び伐採後の造林の計画について、市町村長に届け出る制度。市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施業が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがある。

計画に沿った適切な伐採及び伐採後の再造林を確保するため、上記届出を行った者は、伐採が完了したときは伐採に係る森林の状況を、伐採後の造林が完了したときは伐採後の森林の状況を市町村長に報告することも併せて義務付けられている。

(2) 施業の勧告

市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、計画の達成のために必要なとき、市町村長は森林所有者などに対し、施業を適切に行うよう勧告することがある。

(3) 森林経営計画制度

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自発的な意思に基づき、市町村森林整備計画に適合する森林の経営に関する5年間の計画を作成し、市町村長などによる認定を受けることで、その計画に従って計画的な森林の経営を行うことを期待する制度。

(4) 森林の土地の所有者届出制度

地域森林計画対象森林において、売買や相続、贈与等によって、森林の土地を新たに取得した場合に、市町村長へ事後の届出を行うことを義務づける制度。

なお、国土利用計画法に基づく届出を提出した場合は、本制度による届出は不要となる。

No.	14	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	森林育成事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	森林整備課		

施策の概要等											
1 森林育成事業の概要											
<p>森林は、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しているが、森林資源の充実、公益的機能を高度に発揮させるためには森林を整備し、健全な森林としなければならない。</p> <p>森林育成事業は、植林、下刈、除・間伐等の森林の整備をする際に、国と県がその経費の一部を助成する制度である。</p>											
2 森林育成事業の実施状況											
(1) 植林（造林）の実績											
(単位：ha)											
年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
再造林	165	155	166	224	203	223	148	197	240	218	159
拡大造林	57	61	72	96	62	92	94	92	69	73	101
計	222	216	238	320	265	315	242	289	309	291	260
(2) 間伐の実績（除伐を含む）											
(単位：ha)											
年度 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
間伐	2,972	2,714	3,661	3,197	3,555	3,303	3,366	2,933	3,064	3,048	2,825

No.	15	利用区分	森林
基本方向	多様で健全な森林の整備と保全		
具体的な施策	スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 スギ花粉症対策に資する苗木の植栽推進の概要

森林資源の持続的活用及び公益的機能の高度発揮に向けて、再造林を推進していく必要がある。一方、スギ花粉症の罹患者が国民の約3割とも言われている現状を踏まえ、本県の人工造林面積の約6割を占めるスギについては、花粉の少ないスギに順次切り替えていく必要がある。現在、県では、令和14年度までに県内に流通する全てのスギ苗木(80万本)をスギ花粉症対策に資する苗木に置き換えることを目標に、みやぎ環境税を充当した「チャレンジ!みやぎ500万本造林事業」等を活用しながら、宮城県林業技術総合センターにおける増産体制の強化等を進めている。

【用語解説】

- ① 低花粉スギ品種 : 通常のスギと比較して雄花の着花量が約20%以下の品種
- ② 少花粉スギ品種 : 通常のスギと比較して雄花の着花量が約1%以下の品種
- ③ 無花粉スギ品種 : 正常に雄花を着花するものの、花粉が形成されない品種
- ④ 特定母樹 : 通常のスギと比較して成長が1.5倍以上早く雄花の着花量が約50%以下
- ⑤ 花粉の少ないスギ苗木 : 上記①～④から採取された種穂を由来とする苗木の総称

2 花粉の少ないスギ苗木の植栽状況

区分		施行年度				
		R1	R2	R3	R4	R5
スギ花粉症対策に資する苗木の植栽		30 ha	59 ha	29 ha	38 ha	15ha
林業技術総合センター関係	少花粉スギ種子販売量	0.40 kg	0.60 kg	0.15 kg	0.09 kg	0.24kg
	少花粉スギ挿し木販売量	88,440 本	74,100 本	83,800 本	111,060 本	133,900 本

No.	16	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 林地開発許可制度の概要

林地開発許可制度とは、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）において1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合には0.5ha）を超えて開発行為をしようとする場合には知事の許可を必要とするもの。

森林（民有林）は私有財産であると同時に、土砂災害等の防止、水害の防止、水資源の確保、環境保全機能等の公益的機能を有しており、これらの機能は、一旦失われると回復することが非常に困難である。開発行為を行う際には、これらの機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であることから、森林の適正な利用を確保することを目的とするものである。

2 林地開発許可の実績

(単位：ha)

年度	宅地系	農地系	その他		合計	件数 (件)	
			土石の採取	その他			
H18	13.0	0.0	31.4	16.6	14.8	44.4	10
H19	92.1	0.0	11.7	5.7	6.0	103.7	7
H20	16.4	0.0	32.7	14.9	17.8	49.1	14
H21	11.0	5.0	11.8	7.4	4.4	27.8	8
H22	0.0	1.4	47.6	4.7	42.9	49.0	7
H23	0.0	0.0	24.8	8.1	16.7	24.8	7
H24	27.3	31.6	99.3	87.9	11.4	158.2	29
H25	36.5	112.6	130.9	76.5	54.4	280.0	56
H26	0	0	205.8	142.3	63.5	205.8	48
H27	239.0	19.2	106.1	87.9	18.2	364.3	49
H28	179.2	13.3	47.4	32.5	14.9	239.9	32
H29	195.6	1.7	56.6	50.7	5.9	253.9	28
H30	169.9	4.4	21.8	18.2	3.6	196.1	30
R1	342.2	0.0	27.1	0.0	27.1	369.3	19
R2	21.5	0	144.4	6.4	138	165.9	15
R3	31.1	3.8	87.1	9.7	77.3	121.9	12
R4	41.0	0.0	63.3	3.3	60.0	104.3	11
R5	58.8	0.0	64.7	7.5	57.2	123.5	9
R6	44.3	0.0	1.5	0	1.5	45.8	4

注) 林地開発協議を含む。

3 違反行為について

林地開発許可制度は、森林のもつ公共的機能を確保するために設けられた制度であるため、本制度に違反する行為は、公共の福祉に悪影響を生じるおそれがある。違反者については、罰則が設けられているほか、知事は必要に応じて開発行為の中止を命じ、森林の機能維持に必要な復旧措置を行うよう命令することができる。

なお、近年は、土砂の採取及び太陽光発電施設の設置のための開発行為における違反行為が多い。

違反行為発生の未然防止のため、地元関係機関との連携を密にし、パトロール体制を強化するほか、ホームページなどで一般県民にも情報提供を呼びかけている。

No.	17	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	自然環境保全地域等の保全		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	自然保護課		

施策の概要等

1 自然環境保全地域の概要

県自然環境保全地域とは、自然環境保全条例第12条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを知事が指定するものである。県内の県自然環境保全地域は、16地域となっている（令和6年3月末現在）。

(令和6年3月末現在)

県自然環境保全 地域名称	指定年月日	総面積(ha)	特別地区		普通地区
				(野生動植物保護地区)	
伊豆沼・内沼	昭和 48.8.17	559.00	—		559.00
籠岳山	昭和 48.8.17	34.70	—		34.70
仙台湾海浜	昭和 48.8.17	1,507.69	—		1,507.69
太白山	昭和 48.8.17	451.11	—		451.11
樽水・五社山	昭和 48.8.17	1,317.00	253.50		1,063.50
釜房湖	昭和 48.8.17	1,676.00	—		1,676.00
谷山	昭和 48.8.17	894.00	—		894.00
御嶽山	昭和 54.3.16	49.65	7.58	7.58	42.07
一桧山・田代	昭和 54.3.16	614.50	322.47		292.03
鱒淵観音堂	昭和 54.3.16	24.40	12.91		11.49
魚取沼	昭和 54.3.16	84.11	84.11	17.26	—
翁倉山	昭和 54.3.16	541.04	62.32		478.72
斗蔵山	昭和 54.3.16	28.15	12.38		15.77
東成田の自然林	平成 10.3.10	35.97	9.62		26.35
荒沢	平成 22.3.23	754.60	—		754.60
商人沼	平成 25.5.21	2.25	—		2.25
	合計	8,574.17	764.89	24.84	7,809.28

2 緑地環境保全地域の概要

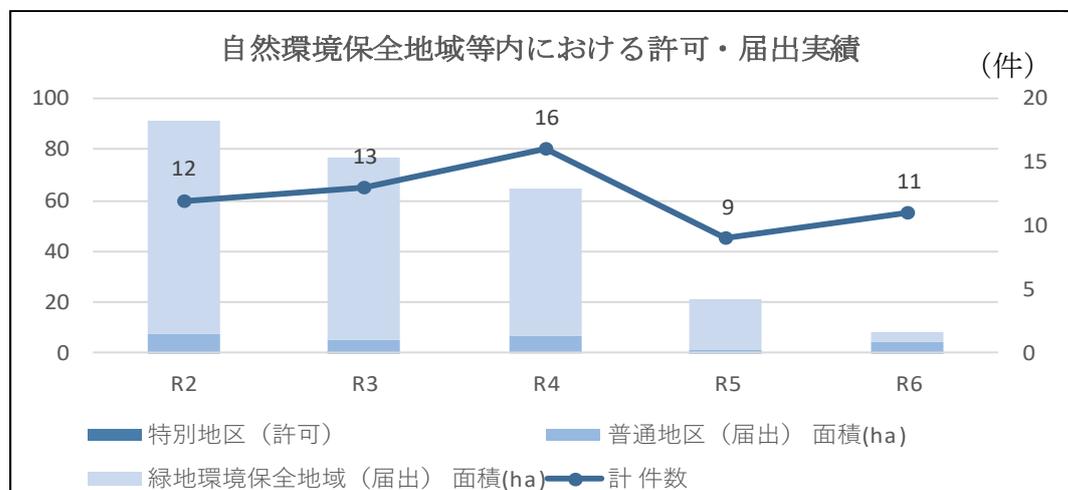
緑地環境保全地域とは、自然環境保全条例第 23 条の規定により、一定の条件を満たす区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の維持に資するものを知事が指定するものである。県内の緑地環境保全地域は、11 地域となっている（令和 6 年 3 月末現在）。

緑地環境保全地域名称	指定年月日	総面積(ha)
蕃山・斎勝沼	昭和 51.8.3	1,942.00
加瀬沼	昭和 48.8.17	65.00
県民の森	昭和 48.8.17	1,045.00
丸太沢	昭和 48.8.17	124.00
権現森	昭和 48.8.17	857.00
加護坊・笹岳山	昭和 59.5.1	2,896.00
深山	昭和 61.11.7	311.52
高館・千貫山	昭和 61.12.26	2,830.00
愛宕山	平成 5.8.31	30.58
昭和万葉の森	平成 29.9.1	21.81
番ヶ森山周辺地域	平成 29.9.1	800.04
	合計	10,922.95

3 自然環境保全地域等の地区区分と規制内容

自然環境保全地域等の区域は、自然環境の状況に応じて以下のような地区区分に区分し、それぞれ工作物の新築（改築、増築を含む。）や土地の形質変更等の行為を規制している。

地区区分		規制内容
自然環境保全地域	特別地区	許可制
	野生動植物保護地区	
	普通地区	事前届出制
緑地環境保全地域		



注：動植物の採取等土地利用転換に関係しないものは除く。

No.	18	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	保安林制度による森林の保全		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 保安林制度の概要

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、目的に応じて17種類に区分され、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

2 保安林面積の推移

県内の種類別保安林面積の推移は以下のとおり。

(単位：ha)

保安林種 年度	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	その他	合計
平成25年度	155,718	18,943	313	7,485	182,459
平成26年度	155,705	18,956	313	7,445	182,419
平成27年度	155,355	18,949	311	7,416	182,031
平成28年度	155,599	19,027	310	7,439	182,376
平成29年度	155,866	19,030	312	7,452	182,661
平成30年度	156,104	19,052	314	7,436	182,906
令和元年度	156,543	19,066	313	7,431	183,353
令和2年度	157,136	19,161	313	7,404	184,014
令和3年度	157,084	19,234	313	7,396	184,028
令和4年度	157,226	19,317	313	7,398	184,254
令和5年度	157,489	19,325	313	7,440	184,567
令和6年度	157,682	19,366	313	7,454	184,815

※ 各年度末現在

3 本県の保安林整備の特色

- (1) 森林面積に対する保安林面積は45%で、全国平均49%*を下回っている。
- (2) 保安林の85%を占める水源かん養保安林は、県西部の奥羽山脈沿いに、10%を占める土砂流出防備保安林は、江合川、鳴瀬川及び白石川の上流地域に主に配備されている。
- (3) 石巻市以南の約80kmに及ぶ仙台湾には、飛砂防備保安林及び潮害防備保安林が帯状に配備され、石巻市以北のリアス式海岸には、古くから魚つき保安林が連続的に配備されている。
- (4) 農用地区域に存在するかんがい用ため池周辺には、干害防備保安林が多く配備されている。

* 全国平均は令和4年3月31日現在

No.	19	利用区分	森林
基本方向	森林としての利用維持		
具体的な施策	治山事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 治山事業の概要

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、保安林の指定目的を達成するため、荒廃山地などにおいて森林法に基づく保安施設事業や地すべり防止事業などを緊急かつ計画的に実施し、県土の保全、水源のかん養機能の発揮及び生活環境の保全形成を図る事業である。

また、山崩れ、地すべり、土石流などの山地災害が発生するおそれの高い民有林を「山地災害危険地区」に指定し、危険度の高い地区を優先して恒久的な治山事業を実施している。

2 山地災害危険地区の状況（令和7年3月末現在）

(単位：地区)

区分	地区	地区数	(危険度別)		
			A	B	C
	山腹崩壊危険地区	837	265	320	252
	地すべり危険地区	59	38	16	5
	崩壊土砂流出危険地区	1,374	435	832	107
	計	2,270	738	1,168	364

※ 危険度 A：地形が急峻で、被害を受ける危険性が最も高い地区

B：地形がやや急峻で、被害を受ける危険性が中程度の地区

C：地形が緩やかだが、被害を受ける危険性がある地区

3 治山事業の実施状況（令和7年3月末現在）

(単位：地区、%)

区分	地区	地区数		着手数		着手率	
		①	うちA	②	うちA	②/①	うちA
	山腹崩壊危険地区	837	265	363	106	43.4	40.0
	地すべり危険地区	59	38	34	21	57.6	55.3
	崩壊土砂流出危険地区	1,374	435	789	243	57.4	55.9
	計	2,270	738	1,186	370	52.2	50.1

No.	20	利用区分	森林
基本方向	脱炭素社会の構築における生態系や景観への配慮を含めた適正な土地利用		
具体的な施策	企業等との協働による森林整備		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (5) 多様な主体と連携した県土利用		
担当課	自然保護課、森林整備課		

施策の概要等

1 みやぎの里山林協働再生支援事業

(1) 事業の内容

里山林は、かつて薪炭林として利用されながら地域住民により維持管理されてきたが、管理放棄等により荒廃している状況が見られる。一方で、環境問題への関心が高まる中、環境貢献や社会貢献を目的とした森林づくりに参加しようとする企業等が増加している。

県は、それらの企業等と、その場を提供しようとする森林所有者等との橋渡し役となり、地域に根ざした里山環境の整備活動を支援する。

(2) 企業等と森林所有者等との使用協定締結実績状況

令和6年度末の協定締結状況は以下のとおり。

市町村名	協定締結件数(件)	森林面積(ha)
蔵王町	1	24.16
大和町	7	60.16
富谷市	4	1.49
利府町	1	5.94
登米市	1	35.65
計	14	127.40

(施業内容) 植栽、下刈 など

2 わたしたちの森づくり事業

(1) 事業の内容

森づくり事業の趣旨に賛同する法人を対象に、森づくり活動のフィールドとして県有林を有償で貸与するものである。

法人が自ら植栽や下刈、除伐等の森林整備を実施するものである。

(2) 法人と県との協定締結実績

令和6年度末の協定締結件数は以下のとおり。

総協定数(件) (うち命名権取得数)	現協定数(件) (うち命名権取得数)
47 (38)	12 (10)

3 宮城県森林インストラクターの養成

(1) 宮城県森林インストラクターの役割

森林インストラクターは、自然と森林のしくみ、森林づくりと林業、自然体験活動、自然環境教育などについての知識、技能を有しており、森林を訪れる人々が心地よく過ごし、楽しみ、感じ、森林を取り巻く自然環境を深く知ることができるよう、以下のような活動を通じてサポートを行うことが期待されている。

- ・ 森林・林業に関する普及・PR
- ・ 森林づくり活動の指導
- ・ 森林における自然観察会等の指導
- ・ 森林愛護思想、野外活動マナーの普及等

(2) 宮城県森林インストラクターの養成

県では、宮城県森林インストラクターの養成を平成10年から実施し、年間10日間の実習や講義を受講し、ボランティア活動に4回以上参加することで、一定レベルの知識、技能を習得した方を知事が認定している。

令和6年度末までに、746名が認定を受けている。

4 みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動

(1) 事業の内容

東日本大震災の津波により流失した海岸防災林を再生するため、植林活動等の実施を表明する民間団体等と協定を締結し、森林づくりへの参加・協働を推進する。

(2) 団体等と協定締結実績

令和6年度末の協定締結件数は以下のとおり。

協定数 (件)	協定面積 (ha)
39	138.55

No.	21	利用区分	森林
基本方向	脱炭素社会の構築における生態系や景観への配慮を含めた適正な土地利用		
具体的な施策	環境林型県有林造成事業の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		
担当課	森林整備課		

施策の概要等

1 環境林型県有林造成事業の概要

県行造林の地上権設定契約が満了した森林について、再契約により環境林型県有林として造成（再造林・保育等）し、良好な森林環境を維持することにより、森林の持つ多面的機能の発揮と下流域における災害発生の未然防止を図る事業である。

2 環境林型県有林造成事業の実施状況

(単位：ha)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	備考
植栽	23	26	23	21	0	3	1	0	2	9	3	0	0	
下刈	24	70	94	125	112	112	88	79	73	37	25	21	14	

※1 必要に応じて獣害対策（防鹿柵設置等）を実施

※2 H29、H30、R2、R3、R4の植栽は補植面積を記載

No.	22	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	安定した水供給		
具体的な施策	水循環保全制度の適切な運用		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	環境対策課		

施策の概要等	
1	<p>ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年6月制定）</p> <p>この条例は、健全な水循環の保全について、基本理念を定め、県・事業者・県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。</p>
2	<p>宮城県水循環保全基本計画（第2期）（令和3年3月策定）</p> <p>この計画は、健全な水循環の保全を目指し、県民、事業者、行政等がそれぞれ公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むための基本的な方向性を示したものである。</p> <p>(1) 計画の期間 令和3年度～令和12年度</p> <p>(2) 計画の目標と施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標 〔清らかな流れ〕 目標：全ての水域において水質環境基準を達成する。 〔豊かな流れ〕 目標：平常時の河川の水量を豊かにする。 〔安全な流れ〕 目標：河川整備、海岸堤防整備を推進し、河川整備率、海岸堤防整備率の向上を図る。 〔豊かな生態系〕 目標：多様な生態系の保全に向け、森林、農地、水辺環境を保全する。 ・施策の方向性 施策の連携及び上流域と下流域の連携 県民と事業者と行政等の協働 <p>(3) 計画の推進</p> <p>計画の推進にあたっては、宮城県内を5つの流域に分け、流域水循環計画を策定する。</p> <p>① 南三陸海岸流域、② 北上川流域、③ 鳴瀬川流域、④ 名取川流域、⑤ 阿武隈川流域</p>
3	<p>流域水循環計画</p> <p>この計画は、宮城県水循環保全基本計画の計画目標に基づき、それぞれの流域の特性を踏まえて個別の目標を設定し、それを達成するための具体的な施策を示すものである。</p> <p>【策定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鳴瀬川流域水循環計画（第2期）（平成31年3月策定） 計画期間：平成30年度～令和9年度（10年間） ○ 北上川流域水循環計画（第2期）（令和3年3月策定） 計画期間：令和2年度～令和12年度（11年間） ○ 名取川流域水循環計画（第2期）（令和3年3月策定） 計画期間：令和2年度～令和12年度（11年間）

- 南三陸海岸流域水循環計画（第1期）（令和4年3月策定）
計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）
- 阿武隈川流域水循環計画（第1期）（令和4年3月策定）
計画期間：令和3年度～令和12年度（10年間）

4 水道水源特定保全地域

ふるさと宮城の水循環保全条例第13条の規定により、知事は、流域水循環計画に基づいて、山間部の水道水源地域のうち、その地域の良好な水環境の保全を図る上で特に重要と認められる区域を水道水源特定保全地域として指定することができる。

【指定状況】

- 鳴瀬川流域水道水源特定保全地域（令和2年6月告示）
- 北上川流域水道水源特定保全地域（令和3年12月告示）
- 名取川流域水道水源特定保全地域（令和3年12月告示）
- 阿武隈川流域水道水源特定保全地域（令和5年1月告示）

【開発行為に対する規制】

水道水源特定保全地域内において開発行為をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に届け出なければならない。（条例第14条 開発行為の届出）

No.	23	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	ダム建設の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農村振興課、河川課		

施策の概要等

1 ダム建設の概要

日本の川は諸外国に比べ急勾配であり、降った雨は、山から海へ一気に流下するため、大雨が降った場合などには、河川は氾濫し、洪水を引き起こす場合がある。

そのため、洪水時に上流からの河川流量を調整し、下流の河川流量を低減させ洪水被害の軽減を図る必要がある。このダムによる洪水調整機能は下流部の河川の改修効果とともに、洪水防御を行う有効な治水機能を有している。

また、ダムは、治水機能のほか、かんがい用水や上水道用水・工業用水を貯蓄する利水機能も有している。

2 県内の主なダム（完成済み）

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考
大倉ダム	仙台市	160	F N W I A P	
七北田ダム	仙台市	50	F N W	
南川ダム	大和町	90	F N W	
宮床ダム	大和町	43	F N W	
惣の関ダム	利府町	17	F N W	
樽水ダム	名取市	41	F N W	
七ヶ宿ダム	七ヶ宿町	410	F N W I A	国管理
釜房ダム	川崎町	390	F N W I P	国管理
化女沼ダム	大崎市	65	F N	
鳴子ダム	大崎市	210	F N P	国管理
岩堂沢ダム	大崎市	69	A	
漆沢ダム	加美町	83	F N W I P	
ニッ石ダム	加美町	52	A	
栗駒ダム	栗原市	83	F A P	
荒砥沢ダム	栗原市	76	F A	
小田ダム	栗原市	88	F A	
花山ダム	栗原市	240	F N W P	
長沼ダム	登米市	610	F N R	

※ たん水面積が10ha以上のものを記載

1) 目的 F：洪水調節、N：流水の正常な機能の維持増進、A：新規農業用水
W：新規上水道用水、I：新規工業用水、P：水力発電、R：レクリエーション

3 県内の建設中・調査中のダム

(令和6年度末現在)

ダム名	所在市町村	たん水面積(ha)	目的 ¹	備考(進捗率)
川内沢ダム	名取市	18	F N	69.8%

No.	24	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	河川改修事業の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	河川課		

施策の概要等

1 河川改修事業の概要

日本の河川は急勾配で豪雨時には、その水が一気に流下するとともに、洪水時の河川の水位（計画高水位）より地盤の高さが低い沿川の地域等、河川からの洪水氾濫によって浸水する可能性が潜在的にある区域（氾濫区域）に人口と資産が多く集中している。

そのため、洪水時の河川流量を下流に安全に流下させ、洪水被害を防御するなどの河川改修事業が必要である。

2 本県の状況

本県の河川整備率は4割未満と低く、また近年、氾濫区域において土地利用の高度化や資産の集積が進んでいることから、ひとたび洪水が起こると被害は甚大なものになると予想される。このため水害対応する治水施設の整備水準の向上を計画的に進める必要があるとともに、洪水ハザードマップ等のソフト対策の充実を進め、水害による人命被害の軽減を図る必要がある。

3 河川改修状況

区分	項目	管理区間 延長(km)	要改修 延長(km)	整備延長 (km)	整備率 (%)
県（令和5年度末現在）		2,139.9	1,360.0	585.8	43.1
	基本施設区間	—	177.2	122.0	68.8
	地域防災施設区間	—	1,182.8	463.8	39.2

注1) 県の整備率は、基本施設区間については日雨量200mm相当、地域防災施設区間については時間雨量40mm相当の降雨に対する河川の整備状況をいう。

2) 基本施設区間とは、流域面積が200k㎡以上の大河川をいい、地域防災施設区間とは、流域面積が200k㎡未満の中小河川をいう。ただし、準用河川及び普通河川は含まない。

No.	25	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	砂防事業等の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等

1 砂防事業・地すべり防止事業の概要

一級水系、二級水系及びその他水系の荒廃溪流で、豪雨等による土砂流出により下流人家や耕地及び公共施設等に土砂災害発生のおそれがある溪流並びに蔵王火山を初めとする火山地域における土砂災害から生命・財産を守るため、砂防指定地の指定の進達、砂防堰堤等の砂防設備の整備を図るもの。

また、地すべりにより家屋の破壊、山林及び田畑の流出等の被害が予想される区域を地すべり防止区域に指定し、各種調査結果を踏まえて、危険度や保全対象の重要度に応じ、効率的に工事を進め、恒久的な地すべり対策を図っている。

さらに、危険ながけ地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図りながら、危険度の高い地区から逐次防止工事を施工し、がけ崩れによる災害から人命、財産を保護している。

2 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の状況 (令和6年度末現在)

事務所名	区分	砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		
		溪流名	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
大河原土木事務所		白石川他	319	1,444.62	20	657.55	28	44.954
仙台土木事務所		広瀬川他	167	617.28	8	105.25	95	94.769
北部土木事務所		鳴瀬川他	287	2,725.41	8	222.34	45	52.613
栗原地域事務所		迫川他	136	611.77	4	47.14	20	22.805
東部土木事務所		皿貝川他	364	539.82	1	6.51	122	196.218
登米地域事務所		大関川他	165	930.78	—	—	18	18.354
気仙沼土木事務所		津谷川他	121	428.66	—	—	51	71.418
合計			1,559	7,298.34	41	1,038.79	379	501.131

3 砂防・地すべり・急傾斜事業の実施状況

(令和6年度末現在)

事務所名	区分	要対策箇所数	着手数	着手率	概成数	概成率
		A	B	B/A	C	C/A
大河原土木事務所		705	93	13.2%	88	12.5%
仙台土木事務所		934	143	15.3%	138	14.8%
北部土木事務所		265	66	24.9%	61	23.0%
栗原地域事務所		157	30	19.1%	27	17.2%
東部土木事務所		722	255	35.3%	227	31.4%
登米地域事務所		246	45	18.3%	41	16.7%
気仙沼土木事務所		306	86	28.1%	80	26.1%
合計		3,335	718	21.5%	662	19.8%

No.	26	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	治水・防災を重視した県土の強靱化及び安全・安心な県土づくり		
具体的な施策	土砂災害警戒区域等の指定		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	防災砂防課		

施策の概要等

1 土砂災害警戒区域の概要

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備を図る区域である。

さらに、土砂災害警戒区域のうち、住民に著しい危険が生じるおそれのある区域においては、土砂災害特別警戒区域とされ、特定開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる。

2 本県の状況

令和6年度末までに、8,608箇所土砂災害警戒区域等の指定を行い、1順目基礎調査に係る土砂災害警戒区域等の指定が概ね完了している。今後は、引き続き土地の改変箇所の再調査である2巡目基礎調査を進めるとともに、令和2年8月に改定された土砂災害防止対策基本指針に則り、高精度な地形情報に基づく基礎調査箇所の抽出を進め、市町村の警戒避難体制の支援を推進する。

3 県内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数（令和6年度末現在）

区分 事務所名	土石流		急傾斜地		地すべり		合計	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
大河原土木事務所	1,131	953	711	692	71	0	1,913	1,645
仙台土木事務所	587	482	1,677	1,620	36	0	2,300	2,102
北部土木事務所	351	283	344	334	28	0	723	617
栗原地域事務所	261	220	250	244	21	0	532	464
東部土木事務所	607	524	1,062	1,053	1	0	1,670	1,577
登米地域事務所	284	252	422	419	1	0	707	671
気仙沼土木事務所	443	392	320	314	0	0	763	706
合計	3,664	3,106	4,786	4,676	158	0	8,608	7,782

No.	27	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	健全な水循環系の構築と多様な機能の維持・向上		
具体的な施策	水利施設整備事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農村振興課、農村整備課		

施策の概要等

1 事業の概要

水稻等への農業用水の供給と排水不良地域を解消するため、ダム、頭首工、用排水路、用排水機場等の基幹的用排水施設や水管理システムの整備を推進する。

2 用排水改良の状況

平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」（計画期間：平成23年～令和2年度）に基づき、下表のとおり受益面積100ha以上の基幹的な農業水利施設（水路）の整備を進めてきた。

「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」（計画期間：令和3年～令和12年度）では、農業水利施設については、ストックマネジメントに重点を置いているが、整備要望がある場合はその必要性や緊急性を勘案しつつ、以下の事業を活用し、用排水路の整備を推進していくこととしている。

・国営かんがい排水事業、水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）等

（単位：km）

区分 年度	用水改良	排水改良	合計
平成20年	54.6	20.2	74.8
平成21年	55.8	22.8	78.6
平成22年	56.4	23.5	79.9
平成23年	56.4	24.5	80.9
平成24年	56.4	24.5	80.9
平成25年	56.4	25.7	82.1
平成26年	56.8	26.1	82.9
平成27年	57.4	26.1	83.5
平成28年	58.2	26.1	84.3
平成29年	59.7	26.4	86.1
平成30年	61.3	26.4	87.7
令和元年	62.7	26.6	89.3
令和2年	65.9	28.3	94.3
令和3年	66.2	28.7	94.9
令和4年	66.2	29.1	95.3
令和5年	66.2	29.1	95.3
令和6年	66.2	29.1	95.3

※ 平成13年度からの累計値。

※ 端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合がある。

No.	28	利用区分	水面・河川・水路
基本方向	健全な水循環系の構築と多様な機能の維持・向上		
具体的な施策	みやぎスマイルリバー・プログラムの実施		
措置の概要	(5) 多様な主体と連携した県土利用		
担当課	河川課		

施策の概要等								
<p>1 スマイルリバー・プログラムの概要</p> <p>従来から河川区域内の除草や清掃等については河川愛護団体の協力を受け、連携を図りながら実施しているが、県が管理する河川におけるボランティア活動の活性化及び河川に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成15年4月よりアダプト制度として「みやぎスマイルリバー・プログラム」を実施。</p>								
<p>2 スマイルリバー・プログラムの仕組み</p> <p>県は、県管理河川の一定区間において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な河川環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルリバーサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。</p> <p>活動を始める前に、スマイルリバーサポーター、市町村及び河川管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。</p> <p>活動区間には、スマイルリバーサポーター名を記した表示板が、スマイルリバーサポーターの希望に応じ設置される。</p>								
<p>3 活動メニュー</p> <p>県管理河川の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、樹木の剪定、伐採など。</p>								
<p>4 県内のスマイルリバーサポーター</p> <p>令和6年度末のスマイルリバーサポーターの団体数等は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="258 1429 986 1520"> <thead> <tr> <th>参加団体数</th> <th>活動延べ人数</th> <th>活動延べ延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>215 団体</td> <td>8,263 人</td> <td>471,769m</td> </tr> </tbody> </table>			参加団体数	活動延べ人数	活動延べ延長	215 団体	8,263 人	471,769m
参加団体数	活動延べ人数	活動延べ延長						
215 団体	8,263 人	471,769m						

No.	29	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	農道整備事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	農山漁村なりわい課、農村振興課		

施策の概要等																																							
1 事業の概要	<p>未舗装箇所の整備や、流通の効率化のための路線整備を行い、農作物の流通コストの軽減や荷傷みの防止など、農村集落と農地や集出荷施設などの農業施設を効率的に連絡する農道網の整備を行うことにより、農業生産の近代化と都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住の促進を図るもの。</p>																																						
2 農道整備の状況	<p>平成22年度策定の「第2期みやぎ農業農村整備基本計画」(計画期間：平成23年～令和2年度)に基づき、下表のとおり基幹的な農道の整備を進めてきた。</p> <p>令和3年度以降についてもこれまでと同様に、整備要望がある場合はその必要性や緊急性を勘案しつつ、以下の事業を活用し、基幹的な農道の整備を推進していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備事業(通作条件整備)、農村整備事業(農道・集落道整備事業) 等 <p style="text-align: right;">(単位：km)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>整備 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成19年</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>5.1</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和元年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和3年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和4年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和5年</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>令和6年</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table>	区分 年度	整備 実績	平成19年	6.9	平成20年	5.0	平成21年	2.0	平成22年	5.7	平成23年	2.5	平成24年	5.1	平成25年	2.4	平成26年	0.3	平成27年	0.0	平成28年	0.0	平成29年	0.0	平成30年	0.0	令和元年	0.0	令和2年	0.0	令和3年	0.0	令和4年	0.0	令和5年	0.0	令和6年	0.0
区分 年度	整備 実績																																						
平成19年	6.9																																						
平成20年	5.0																																						
平成21年	2.0																																						
平成22年	5.7																																						
平成23年	2.5																																						
平成24年	5.1																																						
平成25年	2.4																																						
平成26年	0.3																																						
平成27年	0.0																																						
平成28年	0.0																																						
平成29年	0.0																																						
平成30年	0.0																																						
令和元年	0.0																																						
令和2年	0.0																																						
令和3年	0.0																																						
令和4年	0.0																																						
令和5年	0.0																																						
令和6年	0.0																																						

3 農道整備の状況（路線別）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	供用 (予定)	整備 状況	進捗率
(広域農道) 仙南2期地区	蔵王町	3.6	2	H17	H27	済	100%
(広域農道) 仙南東部2期地区	柴田郡大河原町	0.7	2	H17	H24	済	100%
(基幹農道) 迫南方2期地区	登米市	1.2	1	H16	H23	済	100%
(基幹農道) 上沼地区	登米市	3.8	2	H20	H25	済	100%
(基幹農道) 柳田峠2期地区	丸森町	2.1	1	H27	R9	整備中	51%
(一般農道) 浅草地区	登米市	1.2	1	H20	H23	済	100%
(中山間事業) 水流・大沢線	登米市市道水流・大沢線～登米市市道水流・大沢線	0.5	1	H22	H23	済	100%
(中山間事業) 沢尻・平倉線	登米市その他市道平倉・要害線～登米市一級市道相川線	0.6	1	H26	H27	済	100%
(中山間事業) 南田・堂山線	国道346号～登米市市道堂山線	0.5	1	H20	H26	済	100%
(中山間事業) 乗越・岩ノ沢線	登米市市道大清水・岩ノ沢線～登米市市道大清水・岩ノ沢線	0.4	1	H21	H22	済	100%
(中山間事業) 山桑線	登米市その他市道石橋・菅浪線～登米市その他市道山桑線	0.3	1	H18	H26	済	100%

No.	30	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	林道開設事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	林業振興課		

施策の概要等

1 林道開設状況 (国有林内林道を除く。) (令和7年3月31日現在)

年度	開設延長 (km)	路線数	路線数			
			公共	非公共	県単	その他
平成25年	1	3	3	—	—	—
平成26年	1	4	4	—	—	—
平成27年	1	4	4	—	—	—
平成28年	1	4	4	—	—	—
平成29年	1	4	4	—	—	—
平成30年	1	4	4	—	—	—
令和元年	1	2	2	—	—	—
令和2年	1	2	2	—	—	—
令和3年	1	2	2	—	—	—
令和4年	1	3	3	—	—	—
令和5年	1	3	3	—	—	—
令和6年	1	2	2	—	—	—

(参考) 林道・林内公道の現況 (令和7年3月31日現在)

年度 区分	年									
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
林道(km)	1,459	1,464	1,465	1,465	1,466	1,465	1,466	1,470	1,473	1,468
林内公道(km)	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560
計	5,019	5,024	5,025	5,025	5,025	5,025	5,026	5,030	5,033	5,028
民有林面積(千ha)	286	286	286	286	286	286	284	284	284	284
林道密度(m/ha)	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2
林内道路密度(m/ha)	17.5	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.7	17.7	17.7	17.7

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある。

2 林道整備の状況 (国有林内林道を除く。)

(令和7年3月31日現在)

路線名	起点～終点	延長 (km)※	車線数	着工 年度	整備 状況	進捗率
登米東和線	登米市登米町日根牛上 羽沢～東和町米谷朝田 貫	4.3	1	H21	済	供用開始 R6.4.
上嘉太神線	大和町吉田欠入西～吉 田上嘉太神	3.9	1	H23	済	供用開始 R3.4.20
七ツ森湖～ 泉ヶ岳線	大和町吉田字旦ノ原～ 仙台市泉区福岡字岳山	9.5	1	R2	未	8%
女川北線	女川町女川浜字日蕨第 二～指ヶ浜字下道	17.0	1	R4	未	0%

No.	31	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	道路事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	道路課		

施策の概要等						
1 道路整備計画						
令和3年度策定の「宮城県土木・建築行政推進計画」、「同アクションプラン（前期）」、「宮城の道づくり基本計画」に基づき道路整備を進める。道路整備の基本方針及び基本目標は以下のとおり。						
基本方針：「富県躍進！～未来へつなぐ道づくり～」						
基本目標1：災害に強い道づくり						
基本目標2：富県躍進を支える道づくり						
基本目標3：地域生活を支える道づくり						
基本目標4：戦略的ストックマネジメントによる道づくり						
2 道路建設状況（一般国道、主要地方道）						
(1) 一般国道（道路法第3条第2号の一般国道）						
(令和6年度末現在)						
路線名	起点～終点	延長(km)	車線数	着工年度	整備状況	備考(進捗率等)
国道457号(湯船沢)	仙台市泉区西田中字萱場山～芋沢字湯船沢	1.4	歩道設置	H21	未	36%
国道286号(鹿野工区)	仙台市太白区鹿野1丁目地内	0.2	交差点改良	H28	未	5%
国道4号(築館バイパス)	栗原市築館赤坂～城生野	6.4	4	S58	未	55% (一部供用済)
国道4号(仙台拡幅)	仙台市宮城野区苦竹～燕沢～鶴ヶ谷	4.6	6	H元	未	82% (一部供用済)
国道4号(大衡道路)	大衡村大衡～大衡村駒場	4.5	2(4)	H28	未	70%
国道108号(古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ塚～稲葉	5.1	4	H2	未	65% (一部供用済)
国道108号(石巻河南道路)		7.8			未	6%
国道108号(鳴子岡台)	大崎市鳴子温泉鬼首岡台	3.6	2	H25	済	100%
国道113号(蔵本)	白石市福岡蔵本	1.0	2	H25	未	98%
国道113号(横倉)	角田市横倉	0.2	2	H31	済	100%
国道286号(支倉)	仙台市太白区坪沼～川崎町大字支倉	2.6	2	H28	未	37%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
国道 346 号(飯土井)	登米市東和町米川字六反～登米市東和町米川字飯土井	0.8	2	H27	済	100%
国道 457 号 (岩出山矢木)	大崎市岩出山池月上宮埋ヶ森	0.7	2	H29	未	72%
国道 457 号 (一迫西沢)	栗原市一迫西沢	1.8	2	R3	未	42%

(2) 主要地方道

(道路法第 56 条に基づき国土交通大臣の指定する主要な都道府県道及び市町村道)

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台松島線(大槻工区)	仙台市宮城野区大槻地内	0.2	交差点 改良	H20	未	63%
泉塩釜線(野村工区)	仙台市泉区野村字太斉山 ～七北田字古内	0.7	2	H16	未	94%
泉塩釜線(実沢工区)	仙台市泉区実沢字明神 ～上刈谷字舞台	0.5	2	H16	未	66%
井上長町線 (上飯田 3 工区)	仙台市若林区今泉字久保田東 ～字門暮	0.3	2	H20	未	58%
仙台山寺線 (枇杷原工区)	仙台市太白区秋保町湯元 字青木～秋保町湯本字批 杷原西	1.1	2	H15	未	96%
井戸長町線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市若林区二木字二木 前～二木字新原	1.6	2	H25	未	18%
塩釜互理線 (東部復興道路整備 事業)	仙台市宮城野区岡田字新 浜中通～若林区藤塚字一 本松	6.8	2	H24	未	29%
仙台山寺線 (舟木南工区)	仙台市太白区茂庭字相ノ 沢南～茂庭字舟木南	1.0	歩道 設置	H26	未	6%
仙台村田線 (菅生 S I C)	村田町菅生	1.0	2	H29	済	100%
丸森柴田線(坂津田)	角田市坂津田	1.8	2	H12	済	100%
仙台三本木線(落合)	黒川郡大和町落合舞野 ～大和町落合松坂	1.5	2	R4	未	22%
女川牡鹿線 (大谷川浜小積浜)	石巻市大谷川浜 ～石巻市小積浜	2.0	2	H29	未	36%
気仙沼唐桑線 (化粧坂)	気仙沼市本町一丁目 ～気仙沼市化粧坂	0.5	2	H26	未	89%

注：仙台市の街路事業分は除く。

No.	32	利用区分	道路
基本方向	既存用地の適切な維持管理による持続的利用		
具体的な施策	街路事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 街路事業

街路事業も道路事業と同様「道路」を整備する事業であるが、街路事業は原則として都市内（既成市街地内）の都市計画道路を整備する事業である。

なお、既成市街地以外の区域では、次のように道路事業と区分されている。

- ・ 都市計画法に基づき用途地域が指定されている区域は、街路事業者と道路事業者で「協議」のうえ決定
- ・ 用途地域のない都市は、既成市街地の外線からおおむね 500m を含む区域については、街路事業者と道路事業者で「協議」の上、決定

2 本県の都市計画道路の状況

本県の都市計画道路は、32 市町村において総延長約 1,503 km が都市計画決定されているが、令和 6 年 3 月末現在の整備状況は整備延長約 995 km で、整備率は 66.2% となっている。

	都市計画 決定延長(km)	改良済延長(km)	整備率(%)
宮城県全域	1,502.7	995.4	66.2
仙台市を除く宮城県域	1,072.7	642.8	59.9
仙台市	430.4	352.6	81.9
全国※	70,598.6	48,285.9	68.4

※ 全国は令和 6 年都市計画年報（令和 5 年度末データ）より

3 都市計画道路の建設状況（仙台市を除く）

（令和6年度末現在）

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島名取線 (大手町下増田線)	名取市大手町～名取市増田	0.5	4	H19	済	H28 供用
愛島名取線 (植松田高線)	名取市飯野坂～名取市小山	0.4	2	H24	済	R3 供用
岩沼停車場線 (駅前南通線)	岩沼市館下	0.1	2	H24	済	R 元供用
古川佐沼線 (並柳福浦線)	大崎市古川七日町～ 大崎市古川三日町	0.2	2	H25	済	R4 年度無電柱化 R5 年度供用
古川佐沼線 (古川中央線)	大崎市古川十日町～ 大崎市古川七日町	0.3	2	H31	済	R4 年度無電柱化 R5 年度供用
河南築館線 (源光町田線)	栗原市築館字源光～ 栗原市築館字内沢	0.2	2	H26	済	R 元供用
岩沼蔵王線 (小池石生線)	村田町字小池～ 村田町字広畑	0.6	2	H29	未	60%
坂本古川線 (稲葉小泉線)	大崎市古川竹ノ内～ 大崎市古川小泉	1.6	2	H29	未	85%
鹿島台停車場線 (鹿島台駅前線)	大崎市鹿島台	0.07	2	R2	未	96%
大衡仙台線 (北四番丁大衡線)	大和町字八反田上～ 大衡村字八幡前	2.7	4	R3	未	20%

No.	33	利用区分	道路
基本方向	強靱な県土作りを推進する社会資本整備の継続		
具体的な施策	高規格幹線道路事業, 地域高規格道路事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 本県の概況

県内の高規格幹線道路としては、東北縦貫自動車、東北横断自動車道酒田線、常磐自動車道、仙台東部道路、仙台北部道路、三陸縦貫自動車道の6路線がある。

地域高規格道路としては、仙台南部道路、みやぎ県北高速幹線道路2路線がある。

2 高規格幹線道路の建設状況 (令和元年度末現在)

(1) 高速自動車国道 (道路法第3条第1号の高速自動車国道)

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
常磐自動車道 (川口～仙台市)	山元町(福島県境)～山元 IC	10.0	2(4)	H18	済	100% ※2車線供用

(2) 一般国道の自動車専用道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
三陸縦貫自動車道 (桃生登米道路)	石巻市桃生町太田～登米 市中田町浅水(桃生豊里 IC～登米IC)	13.8	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
三陸縦貫自動車道 (南三陸道路)	南三陸町志津川字小森～ 歌津字白山(志津川IC～ 歌津IC)	7.2	2	H20	済	100%
三陸縦貫自動車道 (歌津本吉道路)	歌津字白山～気仙沼市本 吉町津谷長根(歌津IC～ 本吉津谷IC)	12.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道 (本吉気仙沼道路 (Ⅱ期))	気仙沼市本吉町津谷長根 ～本吉町多丸(本吉津谷 IC～大谷海岸IC)	4.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道 (本吉気仙沼道路)	本吉町九多丸～気仙沼市 松崎高谷(大谷海岸IC～ 気仙沼中央IC)	7.1	2	H18	済	100%
三陸縦貫自動車道 (気仙沼道路)	気仙沼市松崎高谷～唐桑 町只越(気仙沼中央IC～ 唐桑半島IC)	9.0	2	H23	済	100%
三陸縦貫自動車道 (唐桑高田道路)	気仙沼市唐桑町館～陸前 高田市竹駒町相川(唐桑小 原木IC～陸前高田IC)	10.0 (県内2.0)	2	H23	済	100%

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台北部道路	利府町加瀬～富谷市富谷(利府 JCT～利府しらかし台 IC～富谷 JCT～国道4号)	13.5	2(4)	H5	済	100% ※2車線供用
仙台東部道路	宮城県亶理郡亶理町逢隈牛袋～仙台市宮城野区中野(亶理 IC～仙台港北 IC)	24.8	2(4)	H8	済	100% ※2車線供用

(3) 地域高規格幹線道路

路線名	起点～終点	延長 (km)	車線数	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
仙台南部道路	仙台市若林区今泉～仙台市太白区茂庭(若林 JCT～仙台南 IC)	12.2	2(4)	S45	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速幹線道路(I期)	栗原市築館萩沢～登米市迫町北方(築館東 IC～北方)	8.9	2(4)	H7	済	100% ※2車線供用
みやぎ県北高速幹線道路(II期)	登米市迫町佐沼～中田町宝江(佐沼 IC～中田)	4.7	2	H23	済	100%
みやぎ県北高速幹線道路(III期)	登米市迫町北方～登米市迫町佐沼(北方～佐沼 IC)	3.6	2	H25	済	100%
みやぎ県北高速幹線道路(IV期)	栗原市志波姫南堀口～栗原市築館萩沢(志波姫～築館東 IC)	1.7	2	H25	済	100%
築館登米線 (仮称) 栗原 IC	栗原市築館萩沢地内	2.2	2	H30	未	26%

No.	34	利用区分	道路
基本方向	自然環境との調和に配慮した利用		
具体的な施策	みやぎスマイルロード・プログラムの実施		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用、 (5) 多様な主体と連携した県土利用		
担当課	道路課		

施策の概要等

1 スマイルロード・プログラムの概要

スマイルロード・プログラムとは、地域の人々が道路を清掃・美化する仕組みのこと。宮城県では行政と県民とがパートナーシップを確立し、ボランティア活動に意欲のある方々に対して、支援を行いながら住民参加のまちづくりのお手伝いをしたいという想いをシステム化したもので、平成13年12月から取組を開始している。

2 仕組みについて

ボランティア活動に意欲を持つ地域の方々や企業の方々を「スマイルサポーター」と認定し、宮城県が管理する道路（仙台市内を除く県道、一部の国道）の一定区間で、定期的に、清掃や緑化作業などの美化活動や歩道の除雪を行っていただくもの。

活動を始める前に、スマイルサポーター、市町村及び道路管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。

活動区間には、スマイルサポーター名を記した表示板が設置される。

3 活動メニュー

原則として、スマイルサポーターの希望で作業内容を決める。具体的には、空き缶等のごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の剪定、歩道の除雪（冬季）など。

4 県内のスマイルサポーター

令和6年度末のスマイルサポーターの団体数等は以下のとおり。

参加団体数(個人)数	活動延長	登録人数
442	420,074m	12,416人

No.	35	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	復興整備計画による復興まちづくりの推進		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	復興支援・伝承課		

施策の概要等

1 復興整備計画・復興整備協議会の概要

- 東日本大震災復興特別区域法において、被災市町村等は、市街地の整備や農業生産基盤の整備など、地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備計画を作成できることとされている。
- 復興整備計画の作成により、市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置が適用される。また、事業実施に必要な許可手続等のワンストップ化により、通常の手続よりも迅速な処理が可能となる。
- 復興整備計画は、被災市町村、県、国の関係機関等で構成される復興整備協議会における協議・同意を経て公表される。
- 復興整備協議会において協議・同意を経た復興整備計画を公表することで、許可手続やゾーニングの変更（土地利用基本計画の変更、都市計画区域の変更等）等を一括して処理できる（手続のワンストップ化）ほか、市街化調整区域における開発許可や農地転用許可などに係る特例措置の適用を受けることができる。

※復興整備計画に記載する事業の追加や変更等が生じた場合は、その都度復興整備協議会での協議が必要となる。

〔手続フロー〕

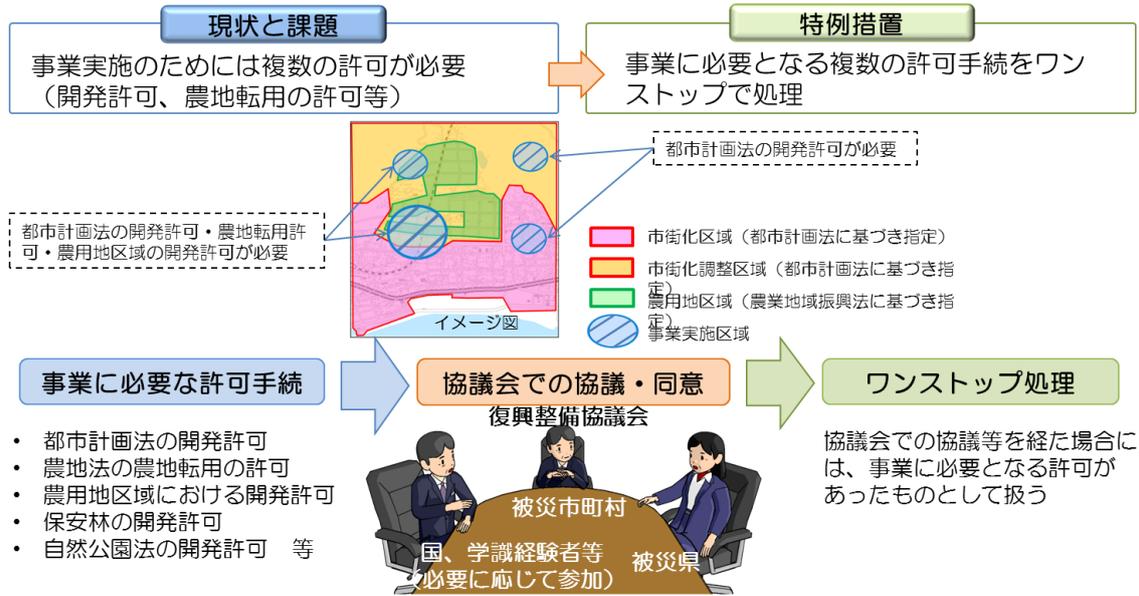
```

graph TD
    A[復興整備計画の作成] --> B[復興整備協議会における協議・同意]
    B --> C[復興整備計画の公表]
    C --> D[事業に必要な許可の特例適用  
手続のワンストップ処理]
  
```

2 事業実施に必要な許可の緩和の例

現状と課題	特例措置
事業実施のために必要な許可が得られない	復興事業のためであれば、特例的に許可
<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域の開発行為：限定的に許可 ※ 許可対象が限定：農家用住宅、日用品販売店舗等 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域のままでも開発を許可
<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域での農地転用：禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域のままでも転用を許可

3 事業実施に必要な許可手続きのワンストップ化



4 復興整備計画の事業地区数・公表回数と主な許認可毎の地区数 (令和7年3月31日現在)

○沿岸 15 市町のうち、14 市町で下記の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。

市町名	防災集団移転促進事業 (地区数)	土地区画整理事業 (地区数)	災害公営住宅整備事業 (地区数)	津波復興拠点整備事業 (地区数)	道路事業 (路線数)	その他事業 (事業地区・路線数) ※1	復興整備協議会実施回数	復興整備計画の公表回数
仙台市	13					12	4	25
石巻市	50	15			23	23	27	53
塩竈市	2		4				4	8
気仙沼市	50	4	21	2	14	32	28	94
名取市	2	1	4		6	4	10	25
多賀城市				1			1	3
岩沼市	2	1	1			5	6	16
東松島市	8	2	10	2		2	11	25
亶理町	5		10			4	7	23
山元町	3		5	2	2	1	4	12
七ヶ浜町	5	4	5			5	4	18
利府町			1				1	4
女川町	23	1	15	1	1	15	12	37
南三陸町	28	1	9	2	5	11	20	44
合計	191	29	85	10	51	114	139	387

※1 その他事業の内容 (※4-7事業区分)

仙台市	(太陽光発電事業、移転再建事業、集団移転跡地地活用事業)	岩沼市	(太陽光発電事業、農業関連施設事業、跡地活用事業)
石巻市	(太陽光発電事業、市街地再開発事業、都市公園事業、津波復興拠点整備事業(注)、消防署復旧事業、拠点エリア整備事業、災害復旧事業、復興交流センター整備事業、多目的グラウンド整備事業、漁業集落防災機能強化事業、公園整備事業、南浜西部地区整備事業、プロムナード整備事業)	東松島市	(中学校災害復旧用地造成事業、小学校災害復旧用地造成事業)
気仙沼市	(高等学校改築事業、漁業集落防災機能強化事業、魚市場整備事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、災害復旧事業、防災公園整備事業、海岸観光交流広場整備事業、海岸保全施設整備事業、復興地域づくり加速化事業)	亶理町	(農業関連施設事業、都市高速鉄道事業、太陽光発電事業、畜産施設建設事業)
名取市	(高等学校改築事業、都市公園事業、集会所整備事業、跡地整備事業)	山元町	(都市高速鉄道事業)
		七ヶ浜町	(地区遊樂所整備事業、多目的広場整備事業、多目的広場管理棟整備事業)
		女川町	(漁業集落防災機能強化事業)
		南三陸町	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業、災害復旧事業、復興地域づくり加速化事業、まちづくり事業)

(注)「その他」の津波復興拠点整備事業は「効果促進事業」であるため、上表の津波復興拠点整備事業(基幹事業)とは区別して記載している。

○主な許認可毎の地区数

- 農地法の転用許可みなし (12 市町 計 237 地区)
- 都市計画法の開発・建築許可みなし (13 市町 計 189 地区)
- 土地利用基本計画の変更みなし (7 市町 計 75 地区)
- 地域森林計画区域の変更みなし (7 市町 計 72 地区)
- 自然公園法の行為許可みなし (4 市町 計 37 地区)

※2、3 の図については、東日本大震災復興特別区域法資料を加工して作成。

(復興庁URL <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/index.html>)

No.	36	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	復興まちづくりのための建築制限		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等		
○ 災害危険区域		
地方公共団体は、条例で津波、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するとともに、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他の制限で災害防止上必要なものを条例で定めることができるとされている。(建築基準法第39条)		
＜災害危険区域の指定状況＞		(令和7年3月31日現在)
市町名	区域指定日※	災害危険区域
山元町	平成23年11月11日	山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部
仙台市	令和2年3月31日 (変更)	青葉区、宮城野区、若林区、太白区及び泉区の各一部
東松島市	平成24年6月1日	大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網地区、浜市地区、野蒜地区、中下地区、宮戸地区の各一部
亘理町	平成24年6月18日	荒浜地区、吉田地区の各一部
気仙沼市	平成26年8月20日 (変更)	気仙沼地区、鹿折地区、松岩地区、階上地区、大島地区、面瀬地区、中井地区、唐桑地区、小原木地区、小泉地区、津谷地区、大谷地区の各一部
南三陸町	平成24年10月1日 (変更)	歌津地区の一部、志津川地区の一部、戸倉地区の一部
七ヶ浜町	平成30年3月15日 (変更)	湊浜地区、松ヶ浜地区、菖蒲田浜地区、花湊浜地区、吉田浜地区、東宮浜地区、遠山地区、汐見台南地区の各一部
名取市	平成25年12月24日 (変更)	下増田地区、杉ヶ袋地区、閑上地区、小塚原地区の各一部
石巻市	平成24年12月1日	市街地、石巻半島地域、河北地域、雄勝地域、北上地域、牡鹿地域の各所
女川町	平成24年12月10日	中心部地区・離半島部の各所
岩沼市	平成25年12月12日 (変更)	下野郷地区、押分地区、早股地区、寺島地区、空港南五丁目の各一部
塩竈市	平成28年12月1日 (変更)	寒風沢地区、桂島地区の各一部
丸森町	平成15年6月30日	阿武隈川沿い地区の一部
大郷町	令和3年6月10日	粕川地区の一部
※ 区域変更のあったものは、直近の区域変更指定日のみを記載		

No.	37	利用区分	宅地
基本方向	経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策推進		
具体的な施策	防災集団移転促進事業の推進		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 防災集団移転促進事業の概要

震災により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町において、住民の安全確保のため、国の防災集団移転促進事業を活用し、事業主体（市町）が被災住宅の高台等への集団移転促進を図るもの。

2 進捗状況等

(令和7年3月31日現在)

市町名	計画地区数	造成工事着手等地区 (下段：率)	住宅等建築工事可能地区 (下段：率)
気仙沼市	51	51 (100.0%)	51 (100.0%)
南三陸町	26	26 (100.0%)	26 (100.0%)
石巻市	56	56 (100.0%)	56 (100.0%)
女川町	22	22 (100.0%)	22 (100.0%)
東松島市	7	7 (100.0%)	7 (100.0%)
塩竈市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
七ヶ浜町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
仙台市	14	14 (100.0%)	14 (100.0%)
名取市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
岩沼市	2	2 (100.0%)	2 (100.0%)
亘理町	5	5 (100.0%)	5 (100.0%)
山元町	3	3 (100.0%)	3 (100.0%)
合計	195	195 (100.0%)	195 (100.0%)

※計画地区数は、県の数えによる。

※造成工事着手等地区とは、工事契約請負等済みの地区を指す。

※住宅等建築工事可能地区とは、土地を購入又は借地し、住宅を建てられる準備が整った地区を指す。

No.	38	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	上水道事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	都市環境課、企業局水道経営課		

施策の概要等							
1 上水道事業の課題							
水道は最も基礎的な社会インフラであり、上水道事業には安全・安心な水を持続的に供給することが強く求められている。							
今後、人口減少や施設設備の更新需要の増大を踏まえ、水道事業の経営基盤の強化を図っていくことが必要である。							
このため、広域連携の推進や民間活力の導入をはじめとした経営基盤強化施策とともに、計画的な施設設備の更新による強靱化・耐震化、浄水処理の高度化や確実な水質検査の実施による安全な水道水の確保などの取組を進めていく。							
2 宮城県年度別水道普及状況 (出典：令和5年度宮城県の水道 (R7.3))							
	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	総人口(人)	2,292,357	2,282,334	2,271,776	2,259,011	2,246,056	2,230,658
	給水人口(人)	2,273,501	2,263,850	2,254,864	2,242,139	2,229,561	2,213,060
内訳	上水道	2,266,099	2,257,108	2,248,384	2,238,389	2,226,293	2,209,847
	簡易水道	5,781	5,690	5,560	2,860	2,524	2,486
	専用水道	1,621	1,052	920	890	744	727
	施設数(箇所)	149	147	142	135	130	127
内訳	上水道	33	33	33	33	33	33
	簡易水道	12	12	12	8	5	5
	専用水道	104	102	97	94	92	89
	普及率(%)	99.2	99.2	99.3	99.3	99.3	99.2
	全国平均普及率(%)	98.0	98.1	98.1	98.2	98.3	98.2
3 広域水道事業							
	事業名	目標年度	計画給水量(m ³ /日)	水源	構成市町村数	給水開始	
	大崎広域水道	未定	120,000	漆沢・南川ダム	10	S55 一部	
	仙南・仙塩広域水道	未定	553,000	七ヶ宿ダム	17	H2 一部	
	石巻地方広域水道	R10	82,610	旧北上川等	2	S58 一部	
4 整備中の広域水道施設 (令和6年度末現在)							
	施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況	備考(進捗率)
	仙南仙塩広域水道南部山浄水場	白石市福岡長袋字南部山	18.6	県企業局	S52	未	95%

No.	39	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	下水道事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	都市環境課、企業局水道経営課		

施策の概要等					
1 本県の下水道事業の概要					
<p>下水道は、健康で安全かつ快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために有効な施設であり、都市部では勿論のこと、農山漁村集落等においても下水道施設整備等の促進が強く求められている。</p> <p>本県の下水道事業は、明治32年に仙台市が開始して以来、現在では、県内35市町村の全てが供用を開始している。</p> <p>また、広域的かつ効率的に公共用水域の水質保全と地方定住圏域の生活環境の改善を目的とした流域下水道事業の制度化を受けて、昭和47年に仙塩流域下水道事業に着手したのを始め、阿武隈川下流、鳴瀬川、吉田川、北上川下流、迫川及び北上川下流東部の7流域下水道事業に取り組んでおり、全ての流域下水道が供用を開始している。</p> <p>さらに、下水道事業では、汚水対策と合わせて、安全で安心できるまちづくりに向けた総合的な雨水対策事業も実施しており、県内28市町村において雨水渠やポンプ場の整備を進め、浸水被害の解消に努めている。</p>					
2 下水道整備の状況 (令和6年度末現在)					
区分	汚水			雨水	
	処理面積(ha)	処理区域人口(千人)	普及率(%)	排水区域(ha)	
公共下水道(県計) (特定環境保全公共下水道を含む)	45,485.7	1,864.2	84.2	36,245.9	
上記の内、流域下水道関連分	26,126.3	887.7	85.0	20,165.6	
3 整備中の下水道施設 (令和6年度末現在)					
施設名	所在	面積(ha)	設置主体	着工	整備状況
仙台市 広瀬川浄化センター	仙台市青葉区折立三丁目	4.9	仙台市	S63	未
仙台市 南蒲生浄化センター	仙台市宮城野区蒲生字 八郎兵衛谷地第二	23.5	仙台市	S34	未
仙塩流域下水道 仙塩浄化センター	多賀城市大代六丁目	20.6	県	S47	未
阿武隈川流域流下水道 県南浄化センター	岩沼市下野郷字赤江川	18.5	県	S49	未
吉田川流域下水道 大和浄化センター	大和町鶴巢下草字作内田	6.4	県	S63	未

施設名	所在	面積 (ha)	設置主体	着工	整備 状況
大崎市 師山下水浄化センター	大崎市古川師山字丈競	3.0	大崎市	S46	未
鳴瀬川流域下水道 鹿島台浄化センター	大崎市鹿島台木間塚字新 三ツ星	4.4	県	S57	未
登米市 佐沼環境浄化センター	登米市迫町佐沼大網下	6.9	登米市	S63	未
迫川流域下水道 石越浄化センター	登米市石越町東郷字六反 新田	7.2	県	H5	未
北上川下流東部流域下水道 石巻東部浄化センター	石巻市魚町一丁目	3.0	県	S48	未
北上川下流流域下水道 石巻浄化センター	石巻市蛇田字新ノ切	7.7	県	H3	未
気仙沼市 気仙沼終末処理場	気仙沼市川口町二丁目	5.2	気仙沼市	S48	未

No.	40	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	都市公園整備の推進		
措置の概要	(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	都市環境課		

施策の概要等

1 都市公園整備の方針

生活様式や価値観の変化に伴う多様なニーズとともに、防災や環境面で緑とオープンスペースの持つ機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる種々の都市公園の整備が要求されている。このため、下記の5つの視点により、地域的なバランスを考慮し、都市計画事業はもとより、種々のまちづくりや地域開発等の諸地域計画等と連携させながら進めることが必要であり、特に市街地においては、より効果の高い整備を促進して良好な生活環境を目指すことが重要である。

- ① 優れた自然環境を構成する緑地の保全・整備（環境）
- ② 地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全・整備（歴史文化）
- ③ 優れた景観資源の保全・整備（景観）
- ④ 日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション、コミュニティー活動空間の整備（レクリエーション）
- ⑤ 都市災害防止や緩和及び避難地や防災拠点ともなる緑のオープンスペースの整備（防災）

2 都市公園整備量及び水準の推移

区分 年度	都市公園整備量		都市公園水準	
	面積(ha)	箇所	人口(千人)	1人当たり面積 (㎡/人)
H17	3,116.7	2,422	2,019	15.44
H18	3,136.7	2,465	2,041	15.37
H19	3,172.9	2,518	2,052	15.46
H20	3,227.7	2,580	2,028	15.92
H21	3,252.8	2,644	2,042	15.93
H23	3,291.8	2,682	2,056	16.01
H24	3,284.7	2,696	2,074	15.84
H25	3,276.0	2,788	2,061	15.90
H26	3,619.7	2,835	2,049	17.7
H27	3,854.7	2,956	2,047	18.8
H28	3,892.9	3,009	2,083	18.7
H29	4,005.4	3,054	2,078	19.3
H30	4,017.7	3,092	2,072	19.4
R01	4,065.8	3,121	2,053	19.8
R02	4,141.8	3,157	2,040	20.3
R03	4,165.5	3,190	2,042	20.4
R04	4,221.9	3,296	2,075	20.3
R05	4,242.6	3,313	2,064	20.6
全国(R05)	130,870	115,327	119,990	10.9

(最新結果：令和5年度末都市公園等整備現況調査) ※県データには仙台市分を含む
 ※東日本大震災の影響により H22 年度末調査は未実施

3 整備中の都市公園（仙台市を除く）

(令和5年度末現在)

名称	所在	面積 (ha)	着 工 年 度	整 備 状 況	備考 (共用開始年)
中央公園	多賀城市市川字館前 他	12.7	H5	未	76.0%
加瀬沼公園	利府町加瀬 他	12.3	H26	未	49.2%
中瀬公園	石巻市中瀬	4.6	H29	未	61.0%
(仮称)道の駅しろい し防災公園	白石市斎川字中斎川 他	8.9	R5	未	0.0%

※面積 (ha)：整備中の公園面積をいう。

No.	4 1	利用区分	宅地
基本方向	安全な住宅地の形成や再開発等の整備		
具体的な施策	防火地域及び準防火地域の指定		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等					
1 防火地域及び準防火地域の概要					
防火地域及び準防火地域は市街地における火災の危険を防除するため定められるものであり、建築基準法により、必要な建築制限がなされる。					
現在、中心商業地域及び周辺の既成市街地等で、防災上重要な地区について定めている。					
2 防火地域及び準防火地域決定状況					
(令和6年度末現在)					
都市計画区域名	市町村名	防火地域		準防火地域	
		面積 (ha)	最終決定年月日	面積 (ha)	最終決定年月日
仙塩広域	仙台市	256.9	H24.9.28 仙台市告示第422号	3,891.0	R6.6.7 仙台市告示第373号
	塩竈市	—	—	210.6	H22.5.18 塩竈市告示第53号
	多賀城市	—	—	10.3	H14.4.9 多賀城市告示第32号
	富谷市	—	—	42.0	H9.5.23 富谷町告示第24号
石巻広域	石巻市	—	—	250.8	R6.11.6 石巻市告示第352号
大崎広域	大崎市	—	—	220.5	H22.3.26 大崎市告示第50号
仙南広域	白石市	—	—	105.7	H25.3.29 白石市告示第43号
気仙沼	気仙沼市	0.2	S28.3.31 建告第412号	159.6	H28.12.21 気仙沼市告示第225号
合計		257.1		4,890.5	

No.	42	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	仙台北部中核都市の建設		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等														
1 基本構想														
仙台北部中核テクノポリス開発計画において開発区として位置づけられている大和町及び大衡村において、両町村にまたがる約 1,230ha を開発整備区域として整備し、仙台市の高次の都市機能を活用しながら、先端技術産業や研究開発産業等を集積させ、宮城県はもとより東北地方における工業開発の中核的拠点の形成を図る。														
2 開発整備区域の土地利用構想														
(単位：ha 平成 20 年 3 月仙台北部中核都市（奥田地区）に係る基本構想等一部見直し調査による。)														
区分	産業系							居住系						合計
	生産機能						流通機能		住宅機能					
	松坂	奥田	衡南	大童	平場	松坂南	吉岡東	大和 I C	奥田	吉岡南	吉岡市街地	大童	平林(※)	
面積	300	312	45	10	35	35	71	45	14	128	160	50	25	1,230
※ 平林は居住機能を含むコミュニティセンター														
3 整備の状況														
(1) 松坂地区（第一仙台北部中核工業団地）														
仙台北部中核都市の中核的生産活動拠点として、第一仙台北部中核工業団地（300ha）を昭和 59 年 9 月から地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 6 年度には造成が完了している。平成 20 年度には、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分全てを宮城県土地開発公社が買い取り、第二仙台北部中核工業団地、大和流通・工業団地とあわせて県が主体的に企業誘致を推進している。分譲は昭和 63 年 10 月から開始しており、令和 7 年 3 月現在、41 社が立地している。														
(2) 奥田地区（産業系：第二仙台北部中核工業団地）														
重点整備地区に位置付けられている奥田地区については、平成 4 年度に産業系（第二仙台北部中核工業団地）、居住系、公園系の基本設計調査を実施している。このうち産業系については、平成 9 年度に地域振興整備公団（現中小企業基盤整備機構）と県の共同事業として整備を開始し、平成 13 年度に第 1 期（63ha）、平成 16 年度に第 2 期（15ha）の分譲を開始した。その後、企業の立地規模が大規模化し、県内の既存工業団地ではその用地需要に応えることが困難な状況になったことから、平成 20 年度に奥田地区(居住系)の相当面積を工業用地に変更し、工業団地を整備することとした。整備にあたっては、中小企業基盤整備機構の土地の持ち分を土地開発公社が全て買い取って造成し、県が主体となって戦略的な企業誘致にあたった。令和 7 年 3 月現在、16 社が立地している。														

また令和 3 年度には、それまでオーダーメイド方式として企業の希望に合わせての造成・分譲を行う方針としていた松の平 3 丁目地区約 31.2ha について、企業のリードタイムを重視したレディメイド方式に転換することとし、整備に着手している。

(3) 松坂南地区 (大和流通・工業団地)

松坂南地区は、平成 13 年に、大和インターチェンジに近接する利点を生かし、第一仙台北部中核工業団地、第二仙台北部中核工業団地の流通機能を担う団地として宮城県土地開発公社が事業主体となり整備した。しかし、大和町、大衡村に自動車関連産業の集積が進みつつあり、大規模な生産機能用地の需要が高まったことから、平成 20 年度に当団地の用途を工業専用地域に変更し、工業団地の機能も併せ持つ団地に位置付けた。用途変更に伴い、既存の区画道路を整理する等の再造成を行った。令和 7 年 3 月末現在、8 社が立地している。

(4) 奥田地区 (居住系)

富県戦略の実現に向けた取り組みの一環として、平成 19 年度に居住系用地の相当面積を産業系用地に転用した。開発面積は減少したものの、奥田地区周辺においては自動車関連産業の集積が進みつつあり、これらの従業者等の住宅需要に応える住宅地として、平成 21 年度に宮城県住宅供給公社が事業主体となり開発に着手した。平成 22 年度から分譲開始した。

No.	43	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	土地区画整理事業の促進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等						
1 土地区画整理事業の概要						
土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることを目的としている。						
2 土地区画整理事業の施行状況						
(1) 土地区画整理事業(通常)(仙台市を除く) (令和6年度末現在)						
事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
愛島東部第二	名取市愛島	45.8	組合	H11	済	H28完了
多賀城駅周辺	多賀城市中央	8.2	多賀城市	H11	済	H29完了
三軒茶屋西	岩沼市押分	31.0	組合	H11	済	H28完了
高屋敷	富谷市高屋敷	21.4	〃	H26	済	H29完了
吉岡南第二	大和町吉岡	68.2	〃	H13	済	H30完了
巳待田	大崎市鹿島台平渡	4.6	〃	H14	済	H28完了
朝日	岩沼市栄町	9.7	〃	H20	済	H29完了
野中南	利府町加瀬	9.6	〃	H15	済	R1完了
新中道	利府町新中道	32.7	〃	H25	済	R1完了
明石台東	富谷市明石	43.7	〃	R1	未	99%
成田南	富谷市成田	7.1	個人	R2	済	R5完了
新太子堂	利府町森郷	8.0	組合	R2	済	R6完了
杜の丘北部	大和町小野	17.8	〃	R2	済	R6完了
飯野坂東部	名取市飯野坂	7.3	〃	R2	未	99%
高屋敷西	富谷市富谷	36.1	個人	R3	未	99%
成田二期東	富谷市西成田	23.3	組合	R3	未	71%
岩切羽黒前利府町神谷沢	仙台市宮城野区岩切羽黒前・利府町神谷沢	10.8	組合	R3	未	56%
吉岡西部	大和町吉岡	30.4	大和町	R4	未	53%
明ヶ沢	利府町赤沼	7.2	個人	R4	未	90%
初原	松島町初原	54.6	組合	R5	未	8%
※岩切羽黒前利府町神谷沢地区は、2市町に跨っているため県知事認可						

(2) 被災市街地復興土地区画整理事業(復興)(仙台市を除く) (令和6年度末現在)

事業名	所在	面積 (ha)	事業主体	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率等)
鹿折	気仙沼市西みなと町	42.0	気仙沼市	H24	済	R1 完了
南気仙沼	気仙沼市幸町	32.5	〃	H24	済	R2 完了
魚町・南町	気仙沼市南町	11.3	〃	H25	済	R2 完了
松崎片浜	気仙沼市松崎片浜	4.8	〃	H30	済	R2 完了
志津川	南三陸町志津川	60.0	南三陸町	H25	済	H30 完了
新蛇田	石巻市蛇田	46.5	石巻市	H24	済	H29 完了
新蛇田南	石巻市蛇田	27.4	〃	H25	済	H30 完了
新蛇田南第二	石巻市蛇田	13.7	〃	H26	済	H30 完了
新渡波	石巻市渡波	17.8	〃	H24	済	H28 完了
新渡波西	石巻市渡波	11.1	石巻市	H25	済	H28 完了
あけぼの北	石巻市蛇田	5.6	〃	H25	済	H28 完了
上釜南部	石巻市門脇	37.6	〃	H26	済	R2 完了
下釜第一	石巻市三ツ股	12.1	〃	H25	済	H30 完了
下釜南部	石巻市大街道東	25.4	〃	H26	済	R3 完了
新門脇	石巻市門脇	23.7	〃	H25	済	H30 完了
湊西	石巻市大門町	40.4	〃	H25	済	R3 完了
湊東	石巻市大門町	29.6	〃	H25	済	R3 完了
湊北	石巻市湊町	14.8	〃	H25	済	R2 完了
中央一丁目	石巻市中央一丁目	1.5	〃	H25	済	H29 完了
中央二丁目	石巻市中央二丁目	1.4	〃	H28	済	R3 完了
女川(中心部)	女川町石浜	198.0	女川町	H24	済	R1 完了
野蒜北部丘陵	東松島市野蒜	91.5	東松島市	H24	済	H29 完了
東矢本駅北	東松島市矢本	22.0	〃	H24	済	H28 完了
大曲浜	東松島市大曲	51.2	〃	H26	済	R2 完了
北浜	塩竈市北浜	5.1	塩竈市	H25	済	R2 完了
藤倉二丁目	塩竈市藤倉	1.0	〃	H25	済	H29 完了
菖蒲田浜	七ヶ浜町菖蒲田浜	4.1	七ヶ浜町	H25	済	H30 完了
花刈浜	七ヶ浜町花刈浜	9.8	〃	H25	済	R2 完了
代ヶ崎浜A	七ヶ浜町代ヶ崎浜	4.7	〃	H25	済	H30 完了
代ヶ崎浜B	七ヶ浜町代ヶ崎浜	7.4	〃	H25	済	R2 完了
宮内	多賀城市宮内	7.1	多賀城市	H24	済	H29 完了
閑上	名取市閑上	56.8	名取市	H25	済	R3 完了
閑上東	名取市閑上	57.7	〃	H28	済	R3 完了
西原	岩沼市西原	5.6	岩沼市	H27	済	H29 完了

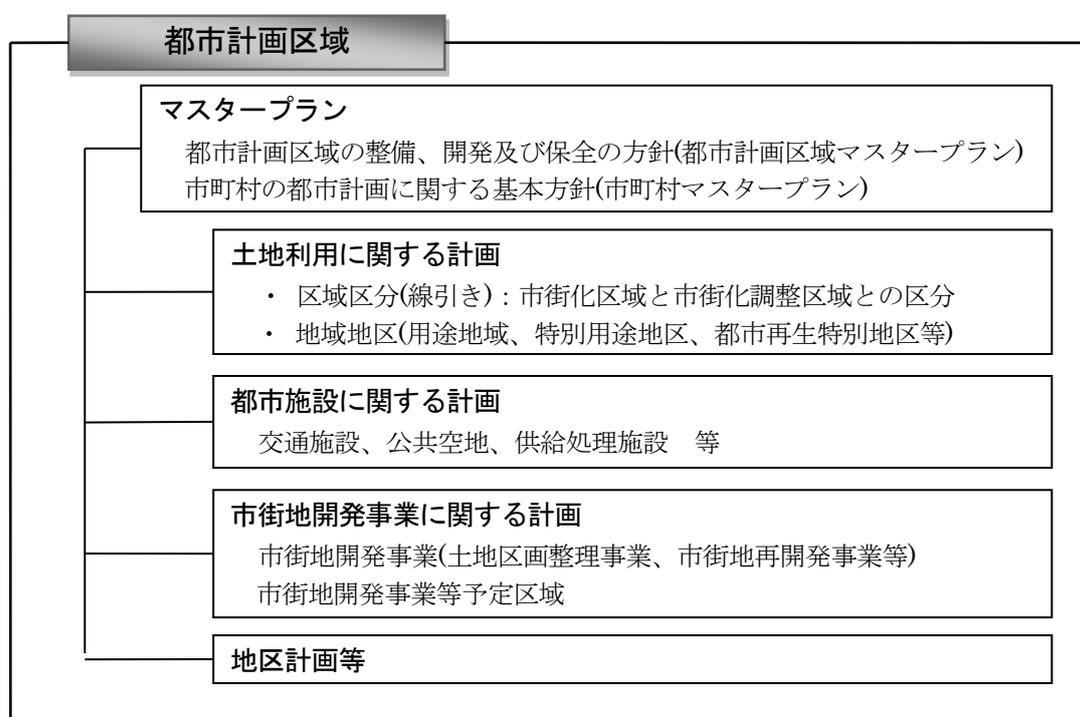
※女川(中心部)は荒立地区、陸上競技場跡地、宮ヶ崎を含む

No.	44	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画制度の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画制度の概要

都市計画制度は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活の確保、機能的な都市活動の確保及び適正な制限のもと土地の合理的な利用が図られることを基本理念として土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるもの。



2 各種制度の指定状況

(令和6年度末現在) (単位: ha)

都市 計画名	市町村名	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	特別用途地区	当初指定年月日
仙塩広域	仙台市	44,296	18,045	26,216	18,045	2,639	T14.3.11
	塩竈市	1,737	1,291	446	1,291	—	S10.8.30
	名取市	9,818	1,819	8,010	1,819	—	S24.10.15
	多賀城市	1,969	1,350	619	1,350	10	S10.8.30
	岩沼市	6,045	1,157	4,893	1,157	38	S10.8.30
	富谷市	4,918	1,241	3,680	1,241	—	S45.7.7
	松島町	5,352	347	5,006	347	—	S20.5.5
	七ヶ浜町	1,319	416	903	416	—	S10.8.30
	利府町	4,489	968	3,526	968	—	S10.8.30
	大和町	6,190	1,019	5,170	1,019	—	S43.3.30
	大衡村	2,802	525	2,300	525	—	S43.3.30
石巻広域	東松島市	10,136	758	9,429	758	95	S24.8.19
	女川町	3,851	340	3,511	340	—	S9.5.17
	石巻市	13,014	3,347	9,667	3,347	556	S10.4.11
河北	石巻市	1,508	—	—	—	—	S50.4.8
大崎広域	大崎市	11,460	—	—	2,399	13	S11.4.22
	加美町	1,197	—	—	—	—	S24.10.15
	涌谷町	1,340	—	—	—	—	S23.9.16
	美里町	1,929	—	—	463	—	S23.1.1
登米	登米市	8,066	—	—	535	—	S24.4.21
栗原	登米市	125	—	—	—	—	S42.5.24
	栗原市	9,016	—	—	826	—	S13.2.17
大郷	大郷町	3,832	—	—	—	—	H2.5.25
仙南広域	白石市	6,498	—	—	960	56	S11.4.22
	角田市	3,612	—	—	911	—	S24.8.19
	蔵王町	4,713	—	—	—	—	S37.1.23
	大河原町	2,501	—	—	650	10	S13.6.23
	村田町	6,775	—	—	298	—	S24.4.21
	柴田町	3,200	—	—	1,106	—	S13.2.16
	川崎町	7,312	—	—	33	—	S24.8.19
	丸森町	1,927	—	—	—	—	S40.4.10
亘理	亘理町	7,000	—	—	652	—	S25.6.9
山元	山元町	6,448	—	—	65	—	S56.3.20
気仙沼	気仙沼市	3,858	—	—	1,559	221	S10.4.11
志津川	南三陸町	900	—	—	138	—	S12.3.6
合	計	209,153	32,623	83,376	43,218	3,638	

※ 宮城県内には、35市町村のうち33市町村で12の都市計画区域が指定されている。

※ 端数処理の関係上、合計と内訳は必ずしも一致しない。

No.	45	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法第6条の2に基づき策定するもので、主に広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定める都市計画であり、都市の将来像、区域区分の有無及び土地利用・都市施設等の主要な都市計画の決定方針を明らかにし、都市計画の総合性、一体性を確保しようとするものである。また個々の都市計画はこの方針に即して定める必要がある。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めることとされている。

① 都市計画の目標	人口の現状及び将来の見通し	産業の現状及び将来の見通し
② 区域区分を定める際の方針	区域区分の有無	区域区分の方針
③ 主要な都市計画の決定の方針	土地利用に関するもの	自然環境の整備又は保全に関するもの
	都市施設に関するもの	市街地開発事業に関するもの

2 本県の策定状況

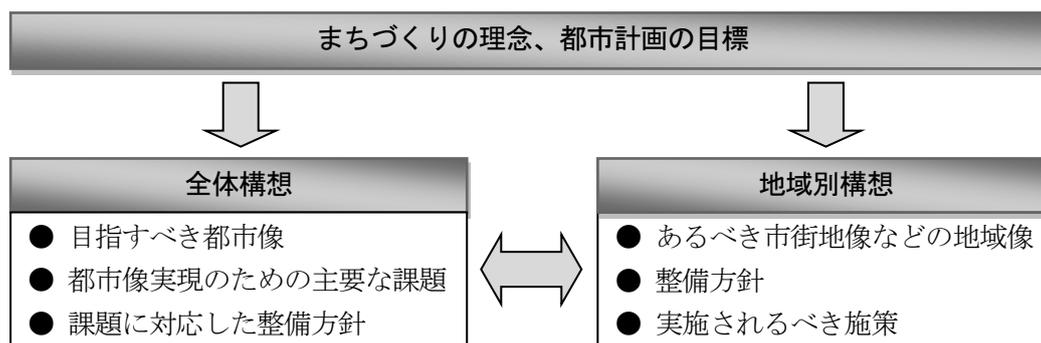
(令和6年度末現在)

都市計画区域名	市町村名	決定年月日
仙塩広域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村	令和6年6月7日
石巻広域	石巻市、東松島市、女川町	令和元年5月17日
河北	石巻市	平成30年3月13日
大崎広域	大崎市、加美町、涌谷町、美里町	令和6年3月22日
登米	登米市	令和5年12月1日
栗原	栗原市、登米市	令和5年12月1日
大郷	大郷町	令和5年12月1日
仙南広域	白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	令和2年2月12日
亘理	亘理町	令和5年4月21日
山元	山元町	令和5年4月21日
気仙沼	気仙沼市	平成29年9月26日
志津川	南三陸町	令和5年10月13日

〔参考〕市町村の都市計画に関する基本方針（市町村マスタープラン）

都市計画法第18条の2に基づき、市町村が策定するもの。市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

なお、本県では令和6年度末現在、都市計画区域を有する県内33市町村のうち、32市町村で策定済みである。



No.	46	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	地区計画制度の推進		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (5) 多様な主体と連携した県土利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等											
<p>1 地区計画制度の概要</p> <p>地区計画は、住民に身近な地区を単位として住民の意向を反映しつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することができる都市計画・建築規制制度で、地区の特性に応じて定めるまちづくりの計画である。</p>											
<p>2 地区計画制度の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>地区計画</td> <td>(根拠法令) 都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。</td> </tr> <tr> <td>防災街区整備地区計画</td> <td>(根拠法令) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。</td> </tr> <tr> <td>歴史的風致維持向上地区計画</td> <td>(根拠法令) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。</td> </tr> <tr> <td>沿道地区計画</td> <td>(根拠法令) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>集落地区計画</td> <td>(根拠法令) 集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。</td> </tr> </table>		地区計画	(根拠法令) 都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。	防災街区整備地区計画	(根拠法令) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。	歴史的風致維持向上地区計画	(根拠法令) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。	沿道地区計画	(根拠法令) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。	集落地区計画	(根拠法令) 集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。
地区計画	(根拠法令) 都市計画法 建築物の用途や形態、道路、公園などをきめ細やかに定め、良好なまちづくりを推進する。										
防災街区整備地区計画	(根拠法令) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 密集市街地における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区として一体的かつ総合的に整備する。										
歴史的風致維持向上地区計画	(根拠法令) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物の整備及び市街地の保全を総合的に行う。										
沿道地区計画	(根拠法令) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図る。										
集落地区計画	(根拠法令) 集落地域整備法 集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を図ることが必要とされる区域について、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図る。										

3 地区計画等の決定状況

● 地区計画

(令和6年度末現在)

都市計画区域名	市町村名	箇所数	面積(ha)
仙塩広域	仙 台 市	118	3,118.7
	塩 竈 市	2	6.0
	名 取 市	17	1018.5
	多賀城市	6	118.9
	岩 沼 市	6	165.1
	富 谷 市	11	694.2
	松 島 町	2	112.1
	七ヶ浜町	5	106.5
	利 府 町	15	322.6
	大 和 町	6	189.7
	大 衡 村	3	81.6
石巻広域	東松島市	5	77.8
	石 巻 市	13	373.9
河北	石 巻 市	1	19.4
大崎広域	大 崎 市	5	156.2
	美 里 町	1	34.3
登米	登 米 市	2	49.4
栗原	栗 原 市	1	30.3
仙南広域	大河原町	1	37.8
	村 田 町	1	32.1
	柴 田 町	3	63.1
	川 崎 町	1	33.0
山元	山 元 町	3	55.7
気仙沼	気仙沼市	8	178.0
志津川	南三陸町	5	49.8
計	24 市町村	240	7,124.7

● 集落地区計画

(令和6年度末現在)

都市計画区域	市町村名	箇所数	面積(ha)
大崎広域	大 崎 市	1	68.3

No.	47	利用区分	宅地
基本方向	豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成		
具体的な施策	開発許可制度の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	建築宅地課		

施策の概要等

1 開発許可制度の概要

「主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を「開発行為」と定義して、下記の規模以上の開発行為について、道路、給排水、敷地の安全性等に関して一定の水準（技術基準）を確保することを目的として許可制としているもの。

なお、市街化調整区域での開発行為については、技術基準に適合しているものであるほか、例外的にその立地が許容される開発行為を列挙した立地基準を満たす必要がある。

市街化区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000㎡以上
 非線引き都市計画区域及び準都市計画区域・・・・3,000㎡以上
 都市計画区域及び準都市計画区域以外・・・・・・10,000㎡以上
 市街化調整区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・面積に関わらない

2 県内の開発許可の件数・面積（平成31年3月31日現在）

（単位：ha）

年度	件数 (件)	市街化区域・ 非線引都市計画 区域内の用途地域	市街化調整 区域	その他の 都市計画区域	都市計画 区域外	計
平成17年	173	55.9	12.2	23.3	10.2	101.6
平成18年	142	40.4	2.3	13.4	21.5	77.6
平成19年	145	50.1	11.3	9.5	8.3	79.3
平成20年	153	309.5	78.7	2.9	6.3	397.4
平成21年	98	42.0	3.3	48.1	0.0	93.4
平成22年	98	35.4	7.0	22.9	0.0	65.3
平成23年	79	56.6	6.4	7.7	6.5	77.2
平成24年	98	12.1	9.8	21.1	0.0	43.0
平成25年	112	20.8	3.4	62.3	2.8	89.3
平成26年	103	15.4	2.9	33.2	4.1	55.6
平成27年	84	14.8	8.7	25.9	0.0	49.4
平成28年	155	30.8	8.7	26.3	16	81.8
平成29年	131	30.4	34.3	13.3	1.7	79.7
平成30年	131	53.1	6.4	28.8	8.1	96.4

No.	48	利用区分	宅地
基本方向	低未利用地の有効利用等による良好な居住環境の確保		
具体的な施策	市街地再開発事業等の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

1 市街地再開発事業の概要

市街地再開発事業は、既成市街地内の低層木造建築物等が密集し、生活環境が悪化した地区及び駅前広場、街路等の公共施設の整備が必要な地区で土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、① 細分化された宅地の統合 ② 不燃性の共同建築物の建築 ③ 公園・緑地・広場及び街路等の公共施設の整備 を目的として総合的・一体的な市街地整備、安全で快適な都市環境の確保を図ろうとするものである。

2 市街地再開発事業等の実績

(1) 災害復興市街地再開発事業（復興）

(令和6年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度 (予定含む)	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
中央三丁目1番(石巻市)	0.5	H25～H28	約32	1,686	分譲住宅・店舗等
立町二丁目5番(石巻市)	0.3	H25～H28	約18	934	災害公営・福祉施設等
中央一丁目14・15番(石巻市)	0.5	H25～H30	約34	496	災害公営・生活支援施設等
名取駅前(名取市)	0.7	H27～R2	約66	2,534	分譲住宅・公益施設等
海岸通1・2番(塩竈市)	0.8	H27～R4	約43	2,082	分譲住宅・店舗等

(2) 市街地再開発事業（通常）（仙台市を除く）

(令和6年度末現在)

地区名	地区面積 (ha)	実施年度	総事業費 (億円)	補助対象事業費 (百万円)	事業内容
塩竈市中央(塩竈市)	0.50	S61～H2	約23	661	公益施設等
大河原駅前(大河原町)	0.72	H6～H11	約26	1,541	店舗・駐車場等
八日町(登米市(旧迫町))	0.14	H13～H14	約4	179	店舗・共同住宅等(優良)
三日町三丁目(気仙沼市)	0.41	H14～H17	約16	451	住宅・老人福祉施設等
台町(大崎市(旧古川市))	1.80	H13～H17	約31	2,396	シネコン・住宅・店舗等
多賀城駅北(多賀城市)	1.0	H19～H28	約68	2,320	公益施設・店舗等
古川七日町西(大崎市)	1.2	H30～R4	約69	2,910	公益施設・住宅・店舗等

No.	49	利用区分	宅地
基本方向	低未利用地の有効利用等による良好な居住環境の確保		
具体的な施策	高度利用地区の指定		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	都市計画課		

施策の概要等

高度利用地区の概要

高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため地区指定を行い、容積率の最高限度等を定めるものである。

県内では、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、石巻市、大河原町及び気仙沼市の26地区が指定されている。
(令和6年度末現在)

計画都市	市町村名	地区名	面積(ha)	決定(変更)年月日	上限・下限	容積率の上限	建ぺい率の上限	建築面積の下限	制限	壁位置の制限
仙塩広域	仙台市	仙台駅東第一地区	約0.4	S51.12.15	○	○	○	—		
		中央一丁目第一地区	約1.5	S51.12.15	○	○	○	○		
		仙台駅東第一・2号地区	約1.2	S53.8.15	○	○	○	○		
		一番町四丁目第一地区	約1.6	S59.12.4	○	○	○	○		
		仙台駅北部第一南地区	約1.7	S61.10.7	○	○	○	○		
		花京院一丁目地区	約1.4	H18.4.28	○	○	○	○		
		長町三丁目地区	約0.2	S63.4.11	○	○	○	○		
		河原町一丁目西地区	約0.5	H2.11.16	○	○	○	○		
		花京院一丁目第二地区	約0.8	H17.12.16	○	○	○	○		
		国分町三丁目第一地区	約0.4	H4.8.20	○	○	○	○		
		北仙台駅第一地区	約3.4	H6.11.1	○	○	○	—		
		長町駅前第一地区	約1.2	H6.11.1	○	○	○	○		
		本町二丁目2番地区	約0.2	H8.9.13	○	○	○	○		
		泉中央駅前地区	約5.3	H25.3.8	○	○	○	○		
		中央一丁目第二地区	約0.6	H15.7.23	○	○	○	○		
		一番町二丁目四番地区	約0.3	H21.5.22	○	○	○	○		
塩竈市	塩竈市	塩竈市中央地区	約0.5	S61.12.23	○	○	○	—		
		塩竈市海岸通地区	約1.2	H26.3.25	○	○	○	—		
多賀城市	多賀城市	多賀城駅北地区	約0.8	H20.3.28	○	○	○	—		
		多賀城駅南地区	約0.6	H26.7.7	○	○	○	—		
名取市	名取市	名取駅前地区	約0.8	H28.2.24	○	○	○	○		
石巻広域	石巻市	中央三丁目1番地区	約0.5	H24.11.22	○	○	○	○		
		立町二丁目5番地区	約0.3	H25.3.22	○	○	○	○		
		中央一丁目14・15番地区	約0.5	H25.10.25	○	○	○	○		
気仙沼	気仙沼市	三日町三丁目地区	約0.4	H16.2.27	○	○	○	—		
仙南広域	大河原町	大河原駅前地区	約0.7	H25.3.29	○	○	○	○		
合計			約27.0	※ 「○」は定めあり。						

No.	50	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	工場適地・農村産業法に基づく産業導入地区への誘導		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	産業立地推進課		

施策の概要等

1 年別工場立地の動向（工場・研究所建設を目的とする用地取得（1,000㎡以上）の状況）

年次 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
立地件数	32	35	47	23	29	25	17	11	21	14	19
敷地面積 (ha)	32.4	25.3	66.9	24.7	22.1	27.6	16.8	14.7	47.5	24.9	28.0

※ 電気業を除く。

2 工場適地の状況（令和6年度末現在）

地域特性に見合った工場立地を図るため、県内を7工業地区に分け、30の工場適地（造成済又は造成中のもの）を配しており、ブロック毎に1年に1度見直しを行っている。

区分	地区	仙南	仙塩	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	合計
適地数		5	11	3	2	2	5	2	30
適地面積(ha)		62.2	642.0	14.7	39.9	13.5	369.3	5.2	1146.7
立地未定面積(ha)		38.0	256.8	12.0	34.8	10.6	37.3	4.1	393.6

※ 内訳の面積は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しない。

3 農村産業法に基づく産業導入地区の状況（令和6年度末現在）

農業と調和を図りながら工業等の導入を進めるため、農村地域産業等導入実施計画を策定し、農産団地を設定しており、57団地が指定されている。

団地数	面積	導入済面積	導入企業数
57	612.0ha	547.3ha	220

4 整備中の工業団地等

・工業団地、商業・流通施設団地

(令和6年度末現在)

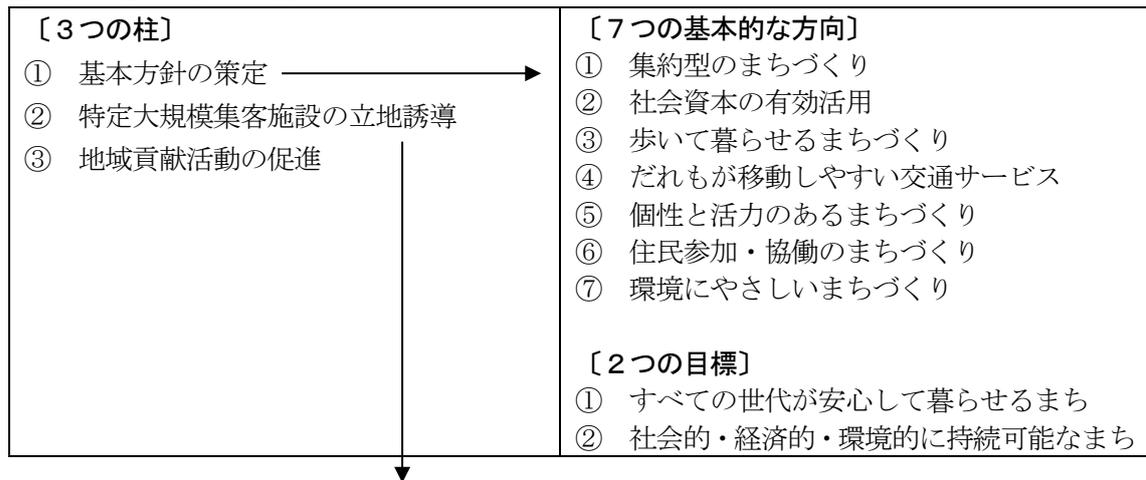
事業名	所在	面積(ha)	着工年度
大原	色麻町四竈字大原	9.8	R1
高屋敷西	富谷市富谷仏所外	36.1	R3
愛島西部(第二期)	名取市愛島台	43.0	R4
松の平3丁目	大衡村松の平	45.1	R4
金山	丸森町金山字西新田地内	1.47	R4
石浜港湾	女川町市場通り	3.6	R4
吉岡西部流通	大和町吉岡字金谷下	30.4	R4
松島イノベーションヒルズ	松島町初原	54.6	R5

※ 造成中の工業団地、商業・流通施設団地について記載した。

No.	51	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	特定大規模集客施設の立地誘導地域への誘導		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	商工金融課		

施策の概要等

1 「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例」の概要



2 特定大規模集客施設の新設等に関する届出制度の概要

- 特定大規模集客施設¹の新設等を行う場合には、県への事前の届出が必要となる。
- 立地する場所が立地誘導地域²の場合は、手続きが不要。

1) 特定大規模集客施設

集客施設（劇場、店舗、展示場、遊技場等）であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル超又は店舗面積（※大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積）の合計が6,000平方メートル超のもの（同一敷地内の複数棟で構成される施設等は、合計した面積で判断されます）

2) 立地誘導地域

- ・ 都市計画法に定める近隣商業地域及び商業地域
- ・ 中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域
- ・ 市町村の申請に基づき知事が指定した地域 など

3 特定大規模集客施設の届出状況

- ・ 立地誘導地域の指定 0件
- ・ 特定大規模集客施設の新設 11件

No.	52	利用区分	宅地
基本方向	地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保		
具体的な施策	集団化事業の推進		
措置の概要	(4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	中小企業支援室		

施策の概要等			
1 集団化事業の概要			
<p>集団化事業は、市街地等で事業を営んでいる中小企業者が、公害・作業環境の改善・事業所の拡張等の諸問題を解決するために適地に集団移転、施設を整備し、経営基盤の強化を図るものである。</p>			
2 集団化事業（工場等移転）の実績（平成元年度以降分）			
貸付年度	工場団地名	貸付先	貸付の内容
H元	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 9,592.30 m ²
	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合	組合会館 1,079.82 m ²
H2・H3	なし		
H4	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 933.55 m ²
H5	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の4組合員	工場・事務所等 5,455.50 m ²
H6	同上	同上	工場・事務所等 1,704.72 m ²
H7・H8	なし		
H9	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の2組合員	工場・事務所等 1,809.36 m ²
H10	同上	同上	工場 1,637.93 m ²
H11	同上	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	工場 1,230.00 m ²
	仙台印刷団地	仙台印刷工業団地協同組合及び1組合員	土地 3,329.79 m ² 組合食堂 263.50 m ²
H12	同上	仙台印刷工業団地協同組合の5組合員	土地 3,037.02 m ² 、 工場・事務所等 6,345.16 m ²
H13～H18	なし		
H19	自動車団地	仙台自動車整備工業団地協同組合の1組合員	土地 1,284.61 m ²
H20～H29	なし		
H30	仙台工業団地	仙台工業団地協同組合	土地 69,991 m ²
R1～R3	なし		
R4	仙台工業団地	仙台工業団地協同組合及び3組合員	土地 9,763.00 m ² ※土地区画整理法に基づく換地処分後は1,971.00 m ² となる予定。 工場・事務所等 4,705.98 m ²
R5	仙台工業団地	仙台工業団地2組合員	土地 3,979.96 m ² ※土地区画整理法に基づく換地処分後は537.00 m ² となる予定。 工場・事務所等 6,022.66 m ²

No.	53	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	海岸保全事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	農村整備課、漁港整備推進室、河川課、港湾課		

施策の概要等

1 概況

本県の沿岸は、牡鹿半島を境に南北に二分され、北はリアス式海岸の三陸南沿岸、南は平均的な砂丘状の海岸線を形成している仙台湾沿岸で、その海岸線延長は約800kmに達している。

台風や低気圧の通過に伴う高潮及び高波による被害を防止するため、海岸の全区域を指定し、堤防工、消波工及び護岸堤等の防護施設を築造している。

本県の海岸保全事業は、昭和25年から始まっており、昭和35年のチリ地震津波を契機にその整備が急速に進んだ。

2 海岸の所管別内訳

(令和5年度末現在)

	所管別	国土交通省			農林水産省			合計	
			水管理・ 国土保全局	港湾局		農村 振興局	水産庁		
海岸線延長(m)		536,377	414,674	121,703	288,344	29,581	258,763	824,721	
要保全海岸延長(m)		156,228	96,624	59,604	138,506	29,581	108,925	294,734	
海岸保全区域延長 (A)(m)		156,228	96,624	59,604	138,506	29,581	108,925	294,734	
有施設延長(B)(m)		124,420	69,053	55,367	115,097	28,319	86,778	239,517	
(B)/(A) (%)		79.6	71.5	92.9	83.1	95.7	79.7	81.3	
保全施設	堤防護岸	107,950	62,139	45,811	114,337	28,319	86,018	222,287	
	突堤	基	28	20	8	24	3	21	52
		有効延長 (m)	14,094	13,122	972	836	226	610	14,930
	離岸堤	基	60	44	16	30	11	19	90
有効延長 (m)		10,345	6,051	4,294	3,790	1,619	2,171	14,135	

※ 国土交通省水管理・国土保全局編 海岸統計 令和6年度版(令和5年度末現在)

No.	54	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	漁港整備事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	漁港整備推進室		

施策の概要等

1 漁港施設現況 (令和6年3月31日現在 (※))

種別	漁港	施設延長		合計(m)
		外かく施設(m)	係留施設(m)	
第4種	1	2,479.5	1,502.9	3,982.4
特定第3種	3	26,424.7	10,617.9	37,042.2
第3種	2	14,230.0	5,179.3	19,409.3
第2種	21	60,452.7	16,822.3	77,275.0
第1種	116	85,748.6	29,020.3	114,768.9
合計	143	189,335.5	63,142.7	252,478.2

※前々年度末時点が最新のデータとなるため。

2 漁港施設等災害復旧事業の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、県内の大部分の漁港施設および海岸保全施設が被災し、漁業者及び水産関係者と協議を行い、順次災害復旧事業を進め、令和6年3月に復旧事業がすべて完成した。

○災害復旧費 (令和6年3月31日現在)

管理者別	件数	決定額
県管理	596件	1,805億円
市町管理	794件	1,532億円
合計	1,390件	3,337億円

※決定額については四捨五入による端数処理を行っています。

○災害復旧事業漁港数 (令和6年3月31日現在)

県管理漁港	市町管理漁港	合計
27港	113港	140港

No.	55	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	みやぎスマイルビーチ・プログラムの実施		
措置の概要	(5) 多様な主体と連携した県土利用		
担当課	河川課		

施策の概要等					
1 スマイルビーチ・プログラムの概要	<p>県土木事務所が管理する公共海岸におけるボランティア活動の活性化及び海岸に関する地域環境の維持向上を通して、民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加のまちづくりを図ることを目的に、平成20年1月よりアダプト制度として「みやぎスマイルビーチ・プログラム」を実施。</p>				
2 スマイルビーチ・プログラムの仕組み	<p>県は、県管理海岸の全部又は一部の区域において、清掃や除草などの美化活動等を定期的に行い、良好な海岸環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体等をスマイルビーチサポーターとして認定し、市町村と協力して必要な支援を行う。</p> <p>活動を始める前に、スマイルビーチサポーター、市町村及び海岸管理者の3者で、お互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結ぶ。</p> <p>活動区間には、スマイルビーチサポーター名を記した表示板が、スマイルビーチサポーターの希望に応じ設置される。</p>				
3 活動メニュー	<p>県管理海岸の空き缶やゴミの回収、草刈、清掃、緑化など。</p>				
4 県内のスマイルビーチサポーター	<p>令和6年度末のスマイルビーチサポーターの団体数等は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="258 1424 756 1514"> <thead> <tr> <th>参加団体数</th> <th>活動延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 団体</td> <td>1,422 人</td> </tr> </tbody> </table>	参加団体数	活動延べ人数	29 団体	1,422 人
参加団体数	活動延べ人数				
29 団体	1,422 人				

No.	56	利用区分	その他の区分等
基本方向	自然環境の保全と地域振興を考慮した計画的な整備と有効利用		
具体的な施策	港湾整備事業の推進		
措置の概要	(3) 安全・安心を実現する県土利用、 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		
担当課	港湾課		

施策の概要等

1 本県の港湾の概況

本県では、国際拠点港湾である仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）のほか気仙沼港、女川港など7つの地方港湾を有している。港湾における取扱貨物量は、令和6年で4,099万トン、内訳は外貿1,398万トン、内貿2,701万トンとなっている。

2 港湾施設の現況（令和6年度末現在）水深-4.5m以上の係留施設が整備されている港を掲載

港名称等	種別	延長・面積	箇所数	水深
仙台塩釜港 仙台港区	係留施設	3,812m	18	-5.0m~-14.0m
	荷捌地	95,281 m ²	7	-
	野積場	664,369 m ²	19	-
仙台塩釜港 塩釜港区	係留施設	2,324 m	13	-4.5m~-9.0m
	荷捌地	30,614 m ²	10	-
	野積場	47,665 m ²	20	-
仙台塩釜港 石巻港区	係留施設	3,720 m	18	-4.5m~-13.0m
	荷捌地	139,982 m ²	18	-
	野積場	115,903 m ²	6	-
気仙沼港	係留施設	577 m	6	-4.5m~-7.5m
	荷捌地	26,280 m ²	3	-
	野積場	21,280 m ²	2	-
女川港	係留施設	199 m	2	-4.5m~-7.5m
	荷捌地	15,650 m ²	5	-
	野積場	2,097 m ²	1	-

3 整備中の港湾整備事業（令和6年度末現在）

港湾名称 (整備事業)	所在	面積 (ha)	用途	事業 主体	埋立 免許 取得	着工 年度	整備 状況	備考 (進捗率)
仙台塩釜港（石巻 港区）雲雀野地区	石巻市潮見町地先公有 水面 外	148.8	埠頭用地 外	県	H3	H3	未	48%
女川港石浜地区	牡鹿郡女川町石浜字高 森地先公有水面 外	3.9	埠頭用地 外	女川町	H25	H25	未	50%

No.	57	利用区分	その他の区分等
基本方向	漁業・観光・海上交通・レクリエーション等への活用促進		
具体的な施策	公有地の拡大の推進に関する制度の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 公有地の拡大の推進に関する制度の概要

地方公共団体等による公有地の拡大の推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を目的とした「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「公拡法」という。）が、昭和47年に制定されている。

これにより、都市計画区域内の一定規模以上の土地を譲渡しようとするときは事前の届出が必要となり、また土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望するときは申出ができることが制度化された。その趣旨は、地方公共団体等が公共施設等を整備するために必要となる土地を、先買いにより取得することが可能となるよう、民間の取引に先立って買い取り協議を行える機会を与えるものである。

2 公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）による届出等の状況（仙台市を除く）

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
届出件数		68	54	60	63	64	129	110	70
申出件数		8	13	13	18	10	10	24	4
計		76	67	73	81	74	139	134	74
買取協議の通知件数		9	11	18	20	24	8	24	3
買取協議の成立 (先買い)	件数	9	10	13	13	8	8	24	3
	面積 (ha)	1.0	1.9	2.7	0.7	11.4	0.7	9.0	5.0

No.	58	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	市町村国土利用計画策定(変更)の支援		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 市町村国土利用計画の概要 (→P7)

2 市町村国土利用計画の策定(変更)の支援

県は市町村の計画策定(変更)を支援するため、「市町村国土利用計画策定(変更)のための参考資料」を平成22年4月に作成し、平成24年5月にはその改訂版を発行した。また、利用区分別土地利用の現況についての情報提供や、市町村と県関係課との意見調整の機会を設けるなどし、策定(変更)の支援に努めている。

3 市町村国土利用計画の策定(変更)状況

(令和7年3月末現在)

市町村名	現計画策定 (変更)年月日		基準 年次	目標 年次	市町村名	現計画策定 (変更)年月日		基準 年次	目標 年次
仙台市	—	未策定	—	—	柴田町	3次	H13.2	H10	H22
石巻市	2次	R3.9	R3	R22	川崎町	4次	H23.3	H20	R2
塩竈市	1次	H8.6	H2	H12	丸森町	4次	H29.3	H27	R7
気仙沼市	2次改	R3.6	H29	R8	亘理町	6次	R6.3	H25	R7
白石市	3次	R4.3	R1	R12	山元町	5次	R1.12	H27	R10
名取市	5次	R2.3	H29	R12	松島町	4次	H28.3	H26	R7
角田市	3次	H14.3	H12	H22	七ヶ浜町	4次	H22.12	H20	R2
多賀城市	3次	H12.12	H12	H22	利府町	5次	R3.3	H27	R12
岩沼市	5次	H27.3	H22	R5	大和町	5次	R4.3	H27	R13
登米市	1次	H19.9	H16	H27	大郷町	4次	H29.4	H27	R7
栗原市	2次	H29.3	H26	R8	大衡村	5次	R2.3	H29	R12
東松島市	2次	H28.3	H25	R7	色麻町	5次	R4.3	R1	R13
大崎市	2次	H30.2	H27	R8	加美町	2次	H29.3	H26	R6
富谷市	1次	H29.9	H27	R7	涌谷町	3次	H22.6	H19	R2
蔵王町	4次	H21.6	H18	H30	美里町	—	未策定	—	—
七ヶ宿町	1次	S57.3	S50	H2	女川町	3次	H18.3	H12	H27
大河原町	4次	H31.3	H27	R11	南三陸町	2次	H29.2	H24	R7
村田町	4次	H23.7	H21	R2					

No.	59	利用区分	土地利用全般
基本方向	-		
具体的な施策	土地利用基本計画の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

1 土地利用基本計画の概要 (→P8、P163)

2 五地域面積 (面積：ha、割合：%)

区分	R6.3.31 時点		変更 増減	R7.3.31 時点		
	面積	割合		面積	割合	
五地域	都市地域	210,647	28.9	-902	209,745	28.8
	農業地域	314,196	43.1	-78	314,118	43.1
	森林地域	418,694	57.5	-145	418,549	57.5
	自然公園地域	170,690	23.4	0	170,690	23.4
	自然保全地域	8,401	1.2	0	8,401	1.2
計	1,122,628	154.2	-1,124	1,121,504	154.0	
白地地域	15,090	2.1	76	15,166	2.1	
県土面積	728,229	100.0	1	728,230	100.0	

※ 重複地域が存在すること及び端数が発生しているため、合計値は県土面積とは一致しない。

3 重複地域の状況 (面積：ha、割合：%)

区分	R6.3.31 時点		変更 増減	R7.3.31 時点		
	面積	割合		面積	割合	
重複のない地域	352,069	48.3	309	352,378	48.4	
重複地域	二重複地域	314,850	43.2	443	315,293	43.3
	三重複地域	43,732	6.0	-700	43,032	5.9
	四重複地域	2,391	0.3	-30	2,361	0.3
	重複地域合計	360,974	49.6	-288	360,686	49.5
白地地域	15,090	2.1	76	15,166	2.1	
県土面積	728,229	100.0	1	728,230	100.0	

※ 端数が発生しているため、合計値は県土面積とは一致しない。

No.	60	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	宮城県地価調査の実施		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	地域振興課		

施策の概要等

地価調査と地価公示

公的機関による地価の調査としては、国土利用計画法施行令に基づき都道府県が行う地価調査と地価公示法に基づき国土交通省土地鑑定委員会が行う地価公示がある。

地価公示が公示区域内（原則として都市計画区域）に限定されているのに対し、地価調査は、国土利用計画法に基づく土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、県内全域にわたって行われるもので、地価公示とともに一般の土地取引価格の指標となるものである。

なお、県が実施する地価調査の結果については、地域振興課HPで公表するほか、各市町村等で閲覧できるようにしている。

区分	地価調査	地価公示
根拠法令	国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項	地価公示法(昭和44年法律第49号)
実施主体	宮城県	国土交通省(土地鑑定委員会)
価格の名称	標準価格	公示価格
地点(画地)の名称	基準地	標準地
調査対象区域	県内全域 (35市町村)	公示区域 (都市計画区域を有する33市町村)
調査方法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国(土地鑑定委員会)が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 390地点 林地 20地点 計 410地点	宅地及び宅地見込地 575地点 (うち、調査休止10)
価格の判定基準日	7月1日	1月1日

○ 令和7年度宮城県地価調査（地域別・用途別平均変動率）

（単位：％）

	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途	林地
宮城県	0.9	7.1	4.0	3.3	1.8	▲0.9
仙台市	5.1	—	7.6	13.7	6.3	
仙台市周辺市町村 ²	4.7	7.1	5.3	8.3	5.1	
その他の市町 ³	▲1.6	—	▲0.6	0.0	▲1.3	

* 平均変動率は、各継続調査地点の変動率を合計したものを、その調査地点数で割った値

* 仙台市周辺市町村は、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町及び大衡村の9市町村

* その他の市町は、仙台市及び仙台市周辺市町村を除く25市町

〔結果概要〕

- ・ 宮城県における全用途の平均変動率は1.8％で、13年連続で上昇したが、上昇幅は縮小した。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市が6.3％、仙台市周辺市町村が5.1％で、いずれも14年連続で上昇したが、上昇幅は縮小した。その他の市町は▲1.3％で、下落が継続しており下落幅も拡大した。
- ・ 宮城県の用途別では、住宅地、商業地、工業地のいずれも上昇幅が縮小した。林地は▲0.9％となった。

○ 令和7年地価公示（地域別・用途別平均変動率）

（単位：％）

	住宅地	宅地 見込地	商業地	工業地	全用途
宮城県	4.2	1.0	4.9	8.6	4.5
仙台市	6.3	4.0	8.3	17.7	7.0
仙台市周辺市町村 ²	5.6	—	4.6	5.7	5.4
その他の市町 ⁴	▲0.8	▲2.0	▲0.9	▲0.5	▲0.8

* その他の市町は、仙台市、仙台市周辺市町村及び都市計画区域のない色麻町と七ヶ宿町を除く23市町

〔結果概要〕

- ・ 宮城県における全用途の平均変動率は4.5％となり、13年連続の上昇となった。
- ・ 地域別の全用途では、仙台市の平均変動率が7.0％、仙台市周辺市町村は5.4％で、いずれも13年連続の上昇となった。その他の市町は▲0.8％となり10年連続で下落した。

No.	61	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	国土調査の推進		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		
担当課	農村整備課		

施策の概要等

1 国土調査の体系

国土調査は、土地分類調査、水調査、地籍調査の3つに大別される。それぞれの概要は以下のとおり。

調査名	調査の概要	本県の実施状況等
土地分類調査	地形、表層地質及び土壌等の自然条件や土地条件を科学的かつ総合的に調査するもの。	平成9年度までに完了済み。
水調査 (都道府県水調査)	主要な二級水系との周辺地域を対象に水文(降水量及び地下水位観測等)・利水(農業用取・排水及び上水道一覧表等)・治水(ダム及び水力発電一覧表等)に関する既存資料を収集整備し、その結果を「都道府県水調査書」と「利水現況図」に取りまとめるもの。	未実施
地籍調査 (実施主体： 主に市町村)	一筆の土地(一区画)ごとに、その所有者、地番及び地目(宅地、田、畑等)の調査や、境界に関する測量・面積測定(境界点測量)を行い、その成果を基に地図(地籍図)と簿冊(地籍簿)を作成する土地の基礎調査である。これらの成果は、認証承認後に登記所に送付され、備え付けの登記簿や地図が書き換えられることとなっている。	実施中 (進捗率 89.4%) R6年度末現在

2 地籍調査の実施状況(令和6年度末現在)

地籍調査の対象面積は、県土面積7,282.29km²のうち国有林野及び公有水面の面積1,488.94km²を除く5,793.35km²であり、このうち、優先実施地域は、5,380.27km²である。

令和2年5月に策定した第7次十箇年計画に基づき調査を実施しており、令和6年度末時点の調査完了面積は、5,176.69km²で、進捗率は89.4%と全国第4位の進捗状況である。

県内35市町村のうち3市町で実施中、2市で休止中であり、残りの30市町村は全域完了あるいは緊急完了※1となっている。

※1 緊急完了とは、19条5項指定予定地(土地区画整理事業等)や、防衛施設等の地籍調査対象除外地を除く、緊急に地籍を明確にすべき地域の調査が完了している状態。

【実施市町別進捗率】（令和6年度末現在）

（単位：％）

実施市町	進捗率	対前年度	備考
仙台市	29.8	0	休止中
石巻市	96.4	0	休止中
気仙沼市	95.2	+0.1	
名取市	98.3	+1.2	
川崎町	80.4	+0.6	

【計画別進捗率】（令和6年度末現在）

区分	計画		実績		達成率 (%)
	期間	面積(k㎡)	期間	面積(k㎡)	
任意方式	—	—	S27～S31	56.50	
特定計画	S32～S41	900	S32～S37	67.00	7.4
第1次10か年計画	S38～S47	800	S38～S44	349.82	43.7
第2次10か年計画	S45～S54	1,900	S45～S54	1,847.46	97.2
第3次10か年計画	S55～H元	2,300	S55～H元	1,846.79	80.3
第4次10か年計画	H2～H11	700	H2～H11	497.06	71.0
第5次10か年計画	H12～H21	407	H12～H21	268.33	65.9
第6次10か年計画	H22～R元	300	H22～R元	58.42	19.5
第7次10か年計画	R2～R11	65	R2～R6	10.73	16.5
計			73年間	5,002.11	

※地籍調査のみの面積を計上(19条5項指定面積を除く)

No.	62	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	環境影響評価制度の適切な運用		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用 (2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用国土		
担当課	環境対策課		

施策の概要等

1 環境影響評価制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者自らが、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施前に、その事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、環境の保全のための措置を検討した上で、環境影響を総合的に評価するものである。

環境影響評価制度は、事業者自らが、調査・予測・評価を行い、環境保全の見地からの意見を広く聴きながら、環境に配慮していく手続を定めたものであり、環境悪化を未然に防止し、環境を保全していくための重要な施策である。

2 本県の環境影響評価制度

本県は、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」（旧要綱）、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」（以下「新要綱」という。）を制定し、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導してきた。

その後、制度を充実・強化した「環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を平成10年3月に制定し、平成11年6月から施行している。さらに、近年の電力システム改革等を背景に小規模火力発電所の設置計画が全国的に増加してきていることに鑑み、平成29年2月に環境影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業に追加している。

なお、「環境影響評価法施行令」の一部改正（令和元年7月5日公布）により、太陽電池発電事業が環境影響評価法の対象になることとの整合を図るため、条例においてこれまで「その他規則で定める事業」としていた風力、火力発電事業と併せて、太陽電池発電事業を発電所に係る事業として環境影響評価対象とする条例を改正した（令和2年3月24日公布、令和2年4月1日施行）。

3 条例による環境影響評価の実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	78.5ha	H12.10.5 方法書 H15.3.17 準備書 H15.10.6 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H13.2.7 方法書 H14.12.24 準備書 H15.7.10 評価書
仙台松島道路4車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町 松島町	11.5km	H15.10.10 方法書 H19.7.11 準備書 H20.3.3 評価書
(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業	富谷市成田二期北土地区画整理組合設立準備委員会	富谷市	202.1ha	H20.10.31 方法書 R6.3.6 準備書 R7.3.6 評価書
気仙沼市民の森風力発電事業	株式会社気仙沼市民の森風力発電所	気仙沼市	7.480kW	H25.5.17 方法書 H26.1.23 準備書 H26.8.1 評価書
(仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業	アマテラス・ソーラー合同会社	白石市	401.8ha	H29.3.9 方法書 H31.2.14 準備書 R1.10.3 評価書
(仮称)石巻港バイオマス発電事業	株式会社レノバ	石巻市	74.950kW	H29.11.28 方法書 H30.11.6 方法書② H31.2.27 準備書 R1.9.13 評価書
G-Bi○石巻須江発電事業	合同会社G-Bi○石巻須江	石巻市	102.750kW	H30.12.25 方法書 R3.3.26 準備書 R4.3.22 評価書
オニコウベ発電所建設事業	PurpleSol合同会社	大崎市	331.36ha	H31.1.30 方法書 R1.5.29 事業廃止
新産業廃棄物最終処分場整備事業	公益財団法人宮城県環境事業公社	大和町	13.28ha	R4.9.29 方法書 R6.7.8 準備書 R6.11.14 評価書

No.	63	利用区分	土地利用全般
基本方向	—		
具体的な施策	廃棄物の適正処理等の推進		
措置の概要	(1) 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用、 (3) 安全・安心を実現する県土利用		
担当課	循環型社会推進課		

施策の概要等

1 「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」

平成28年3月に策定した第2期宮城県循環型社会形成推進計画が、令和2年度で計画期間の5年を終了したことから、令和3年度を初年度とする第3期計画を策定した。

〔循環型社会の形成に向けた目標と達成状況（産業廃棄物）〕

(単位：％、排出量のみ千t)

区分	年度										
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R12 (目標)
排出量(千トン/年)	11,997	10,576	12,239	10,930	10,962	10,486	10,248	10,488	10,478	10,468	10,000
再生利用量(％)	42.0%	40.2%	40.6%	39.5%	35.6%	33.7%	34.5%	36.9%	37.9%	36.3%	35.0%
減量化率(％)	55.8%	57.9%	57.5%	58.8%	62.7%	64.7%	64.1%	61.4%	60.4%	62.2%	-
最終処分量(％)	2.1%	1.7%	1.7%	1.6%	1.7%	1.6%	1.3%	1.8%	1.6%	1.3%	1.0%

※その他量(保管等)は減量化量に含む。

2 廃棄物処理施設設置状況

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (市町村・事務組合分)	焼却施設(熔融施設含む。)	15
	粗大ごみ処理施設	12
	資源化等施設	16
	保管施設	19
	最終処分場	32
	し尿処理施設	15
	コミュニティプラント	4
	その他施設	1
合 計		114

※環境省「日本の廃棄物処理(R5年度版)」より(R5年度末現在)

区 分		箇所数
一般廃棄物処理施設 (民間分)	ごみ処理施設	88
	最終処分場	2
合 計		90

※一般廃棄物処理施設台帳より(R6年度末現在)仙台市除く

区 分		箇所数
産業廃棄物処理施設	中間処理施設	1,016
	最終処分場	16
合 計		1,032

3 造成中の産業廃棄物処理施設（処分場のみ、仙台市分を除く。）

（令和6年度末現在）

施設名	所在	面積 (ha)	設置 主体	着工	整備 状況	備考 (埋立済容量)
クリーンプラザ みやぎ	大和町鶴巣小鶴沢字大沢5	61.4	公財	S52	未	97.2%